

会 議 録

会議の名称		令和4年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会		
開催日時		令和4年(2022年)6月29日 開会 14:00 閉会 15:30		
開催場所		つくば市消防庁舎3階多目的ホール		
事務局(担当課)		障害者地域支援室、地域包括支援課		
出席者	委員	椎名清和、山田昌典、小川直宏、佐久間弘一、萩原直木、塚本武志、原口朋子、森本匡博、長卓良		
	その他	水戸家庭裁判所土浦支部 主任書記官 武井徳勝		
	事務局	福祉部 : 安曾部長、根本次長 障害福祉課 : 岡田課長 障害者地域支援室 : 福田室長、片桐主任 地域包括支援課 : 会田課長、藤田係長、竹林主任 つくば市社会福祉協議会 : 河原井所長、國府田主事、堤主事		
欠席委員		宮原節子、後藤真紀、根本けい子		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		会議次第のとおり		
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 事務局紹介 4 協議事項 (1) つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について 5 その他 6 閉会			

○事務局（福田室長）

（開会の案内）

○安曾部長

（部長あいさつ）

福祉部長の安曾でございます。新型コロナウイルス感染対策のため着座にて失礼いたします。令和4年度第1回つくば市成年後見制度推進の運営委員会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日はお忙しい中、また大変暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。今年は、今月の27日月曜日に関東地方で観測史上最も早い梅雨明けとなっております。梅雨明け十日の晴れということが言われておりまして、その名のおり非常に良い天気が続いているわけでございますが、それに加えて気温も急上昇し、連日猛暑日が続いている状況でございます。新型コロナウイルス感染が始まってからマスクをつけることが日常的となりましたけれども、マスクの着用についても熱中症のリスクが高まるということで、最近では、屋外ではマスクを外すということも推奨されています。いずれにしても新型コロナ対策と熱中症対策両方とも講じることが必要な状況です。

さて、改めまして、皆様には日頃より福祉行政含む市政全般に渡りまして、ご理解ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。つくば市では、障害や認知症があっても、人はその人らしく尊厳ある生活を送っていただけるよう令和3年度から5年度までの3年間のつくば市成年後見制度利用促進基本計画を策定しまして、つくば後見センターを始め関係機関、団体と連携し日常的に取り組んでいるところでございます。

本日の会議では、計画の進捗のご報告を申し上げていくとともに、つくば市の現状における課題や改善点等忌憚のないご意見をいただくとともに、尊厳のある本人らしい生活をしていくために専門的なご助言をいただきたいと思います。

今後、認知症や独り暮らしの高齢者が増加することが見込まれており、さらなる地域ネットワーク体制の充実が必要であると感じております。引き続きご指導、ご協力をお願いしたいと思います。以上簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（福田室長）

（出席委員数、欠席委員名、オブザーバー紹介）

○椎名委員長

（委員長あいさつ）

つくば国際大学の椎名と申します。よろしく申し上げます。私も着座で挨拶をさせていただきます。

思いもよらない暑さが続いておりますが、皆様いかがでしょうか？どうしていったらいいのか、ちょっと戸惑うようなことも出てきて、そうすると地域で暮らされている知的障害、精神障害、認知症の方達もやっぱりすごく悩まれることが多いと思われます。そういう時に成年後見人というパートナーがしっかり近くにいるとこの暑さも何とか乗り切れるかなということを思っていたり、あるいは、先ほどあったような成年後見制度利用促進基本計画、つくば市や近隣の自治体でもあれこれ色々考えながら、ちょっと暗中模索のようなところもあったりするかと思いますので、是非我々自身も各自治体のパートナーという立場になってよりよい計画ができるように色々準備をしていきたいと思っておりますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○事務局（福田室長）

（市役所各職員紹介）

○事務局（河原井所長）

（つくば市社会福祉協議会各職員紹介）

○事務局（福田室長）

それでは、つくば市成年後見制度推進事業の運営委員会設置要綱の第5条第2項におきまして、委員長は委員会を代表して会議を総理するとなっておりますので、これ以後の委員会の議事進行を椎名委員長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○椎名委員長

はい、それではよろしく申し上げます。議事に入る前に、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とするつくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第3条により、本委員会は公開会議といたします。

それでは、資料に沿って議事を進めて参ります。協議事項1、つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について事務局より説明申し上げます。

○事務局（竹林主任）

（配布資料紹介）

○事務局（片桐主任）

（資料1、当日配布資料を説明）

第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたり、つくば市障害者プランとつくば市高齢者福祉計画の次期計画策定の際にアンケートを実施する予定。アンケートの質問と回答項目は、前回との差を比較するために前回同様の内容で検討している。

○事務局（藤田係長）

（資料1を補足説明）

- ・ 進捗確認の基準は現在検討中。
- ・ つくば市社会福祉協議会で多くの権利擁護の相談に対応。
- ・ 周知活動も継続的に実施中。
- ・ 団塊世代が後期高齢となる2025年問題など踏まえて、権利擁護支援の件数が更に多様化し増大することを見込んだ取組が今後一層求められる。

○事務局（河原井所長）

（参考資料2の説明）

○椎名委員長

只今のご報告で、委員の皆様からご意見、ご質問について頂戴したいと思います。

(各委員へ質問、意見の確認)

○小川委員

成年後見人等受任状況の後見の累計が合計8件と伺ったが、新規の受任者件数、継続しているものどちらか？(参考資料2 7ページについて)

○事務局(河原井所長)

令和4年3月末日までに受任、稼働していた件数。

○山田委員

つくば成年後見センター相談実績の数値が827件と計画値よりもかなり大きい。ほかの数値を見るとそんなに大きく伸びていないが、つくば成年後見センターのみこれだけ実績値が増えていることの理由や原因をどのように分析しているか？(資料1 5ページについて)

○事務局(福田室長)

つくば成年後見センターの開設以来、広く周知活動をした効果と認識している。社協通信の個別配布などで制度を知らなかった一般の方々の目に触れる機会が非常に増えてきたことが関係していると考えている。

地域包括支援センターと障害福祉分野については、周知等が不足している可能性があること、権利擁護に係る相談がつくば成年後見センターに集まっていることが考えられる。

○事務局(河原井所長)

今後、相談件数増加による相談体制など工夫が必要と見込んでいる。

平成30年度は120件、令和2年度の相談対応件数は375件という推移で増加している状況(資料に掲載ないため口頭で説明)。

○山田委員

周知活動が効果をあげているということだが、具体的にどんな活動が効果をあげていると考えられるか？(参考資料2について)

○事務局（河原井所長）

テーマ別講座の実施のほか（参加者自身にテーマ性や課題を持っている傾向あり）、講座に参加したことをきっかけに実際の相談に結びつくことが考えられる。

つくば成年後見センターの活動以外で、制度に関する社会的な関心やメディアの紹介による影響も大きいと考えている。

○山田委員

関係団体との連携について、法律関係者団体の部分で今後連携体制の構築が必要と見込んでいるとか、福祉関係者団体の部分で日常的に連携しながら支援を実施している、それから水戸家裁土浦支部と連携体制の構築を検討していくとあるが、それぞれどのような具体的な内容を念頭に置いているのか？連携といっても幅広いので、少し教えていただきたい（資料1 13 ページについて）。

○事務局（福田室長）

現状法律関係者団体と連携している例はまだ少ない。日頃の業務の中で受ける相談を受け進めていく中で、専門的な法律の知識や考え方、判断が求められる際に一緒に考えてもらえる場を増やしていきたいと考えている。

福祉関係者団体との連携について、行政側（障害者地域支援室、地域包括支援センター）と障害福祉サービス事業所や介護サービス事業所などの民間事業所と個々の様々な事例を通して、情報交換や相互理解ができるお互いの顔が見える中でやり取りができる機会を構築している。

水戸家庭裁判所との連携についてつくば市成年後見制度推進事業のオブザーバー参加以外の場面で接するところは少ないが、成年後見制度の申立の手続きなどで助言をいただくこともある。今後可能であれば、助言をいただく機会や、行政側の連携状況等を多く目に触れていただく場をこれまで以上に増やしていきたいと考えている。

○山田委員

水戸家裁土浦支部との連携体制について、裁判所側の意向もあると思うが、市から裁判所に相談する際に、個別の申し立てや個別の事件を超えた団体同士としてどういう連携を構築するか検討が必要。一つの例として、検察庁、弁護士会、

裁判所それぞれが要望を出し合って改善していくという法曹三者協議会というものがある。水戸家裁土浦支部と市との間で、お互いがスムーズに仕事をするため連絡調整のような場を持つことは考えられると思うので、それについて水戸家庭裁判所土浦支部のご意見を聞いてみたい。

○オブザーバー（武井様）

個別の申立事案については、これまでどおり土浦支部とやり取りする中で情報交換していただくことになる。全体的なところでは、まずは本庁（水戸家庭裁判所）に問い合わせさせていただき、内容によっては土浦支部に案内をされる流れになると思われるので、もし今後何かしらやり取りするのであれば、スムーズに進めていくためにもまずは本庁と相談するのが適当と思われる。

○椎名委員長

各市町村で中核機関が設置されてきているので、個別のやり取りは中々難しいところがあるかもしれません。計画の転換期で協議ができるようになるといいかなと思います。

○塚本委員

精神障害者の数字が0となっているが、厚生労働省の調査によると、約7割近い精神障害者が家族と同居している。障害年金と足りない部分は家族が負担して、生活のやり繰りをしている。作業所に通っても収入が1万円か2万円ぐらいだから、中々自立ができていない。知的障害と精神障害の方も多くいるが、9割近くの知的障害の方は家族と同居していると思うが、精神障害の方は7割近い人が同居の家族に頼って生活をしている。中々今の状況では相談の場面に出ないと思う。ただ、今は三障害一緒ということで、もっと自立していこうという流れになってきているので、だんだん相談が増えてくると思う。やっぱり自立すると色々トラブルが出てくるので、当然こういうところに相談が来ると思うので、そういった意味ではこれからもよろしくお願ひしたいと思う（参考資料2 7ページについて）。

○萩原委員

つくば成年後見センター相談延べ件数について、つくば市も色々な町村が集まってできたので、高齢化率など地域によってだいぶ違うと思う。相談件数が増えている場所などでそれぞれ偏りや特色、数字はあるのか？（資料1 5ページについて）

○事務局（河原井所長）

統計による数値を出してはいないが、相談を受けている中で筑波、荃崎地区が多い傾向にあり、高齢化率の高さも出ていることが推測される。

○萩原委員

普段診察をしていると独居で一人の方の割合とか、結構地域によって差があるという印象を持つが、地域の事情によって対策を少しずつ変えたり、力を入れるところとか考えながら市全体で活動できるようになるといいと思う。

○椎名委員長

相談経路について、今後の戦略プランにつながるようなデータの集計、調査を組み込んでいけるといいと思います。P D C AサイクルのPより前のS u r v e y（調査）が大切になると思う。ある程度知っている人の枠組みの中で増えていくと、制度を全然知らない人達にうまく伝わらなくなってしまうことがありますので。全部つくば成年後見センターで相談を受けるというよりは、筑波、荃崎地区であれば近くの地域包括支援センターでも相談ができるので、うまく相談に繋げていくやり方を今後どのようにになるといいのかというビジョンをしっかりと描き出して、そこから落とし込めてバックキャストという感じで進めていくことが必要と感じます。今あるものを積み上げていくと一体どこに行くのか、どのようにしていきたいのか考えていかなければと思います。

関係団体との連携についても、具体的にどうすることが連携と考えていくか。場合によっては、有機的な連携、またはコラボレーションというところになってくるかもしれないし、顔の見える関係の一步先に行きたいところ。具体的な連携の形が何になるのか考えていくことが、次の2期計画に繋がっていく内容と感じました。

周知広報について、認知症のある高齢者だけでなく、知的障害や精神障害の人

たちにも広められることが必要です。例えば関係団体の方と一緒に精神障害のある当事者の方たちに向けた形でどう伝えていくかとか、研修内容の組み立てをどうしていくのか考えていけるといいのかなと思います。

○原口委員

成年後見等受任状況の活動例が資料に記載されているが、実際どんな活動をされているのかということと成年後見等の世帯の生活支援についてももう少し具体的に教えていただきたい（資料2 7ページについて）。

○事務局（國府田主事）

現在社会福祉協議会で法人後見を受任しているケースについて、ほとんどの方が施設に入所しており、コロナ禍で中々直接面会が難しい状況でもあるが、可能な施設であれば月に1回以上オンラインで面会している。直接お会いできる方については、生活状況の確認をしている。

コロナウイルスのワクチン接種について、保護者の同意について対応した。

また、法人後見受任後に、自宅から施設に入所した方や別の施設への入所を検討されている方に対して、それぞれ施設等の調整や契約など実施した。それと併せて、元々住んでいた賃貸住宅の解約や自家用車の廃車などの手続きに対応した。

○原口委員

関連事業所の中にグループホームもあるが、入居者の高齢化が課題になってきている。やはり、医療面で手術や入院など色々課題が出てきていて、その際にどなたに同意していただくかの調整がすごく難しいと感じている。コロナのワクチン接種の保護者同意とか対応いただいていることを聞きましたが、施設などに入所している方の治療的な面などどのように対応されているのかぜひお伺いしたい。

○事務局（河原井所長）

同意していいのか、適切かどうかということ色々な方と相談しながら対応している。成年後見制度利用支援という後見人を支援するという業務として、後見人が困っていることを専門家におつなぎして回答を得るというような仕組み作り

をしている。

ワクチン接種の同意については、あくまでも専門家にアドバイスをいただいたうえで実施している。

○森本委員

日頃ケアマネジャーの仕事をしている中で、家族に成年後見制度について伺っても（障害者プランの）アンケート調査の結果と同じで、知ってはいるけど詳しいことはわからないという方が多い。対象者についても認知症の方向けという意見が多く、障害のある方や判断能力が低下している方に向けたものとしてあまり周知されていないような印象を受けている。気づかないで埋もれてしまっている方、支援を受けられていない方がいるのではと思うので、精神障害者の受任状況が0という数字をどのように捉えていくのか、もう少し工夫して伝えていく必要があると感じた。

また資料全体で地域という言葉が出てきているが、中核機関への相談は増えていると思うが、そのほか地域からの相談がもっと増えるように、もう少し相談が広がって制度につながるようになれば、より計画が促進されると思う。そのために具体的な取り組みを進めていけばいいと思う（参考資料2 7ページについて）。

○事務局（福田室長）

障害のある方とそのご家族、支援関係者などに向けての周知や制度の促進に関する事業内容を工夫する必要性を感じている。つくば成年後見センター主催のターゲットを絞った講座と研修の開催も一つ具体例としてはある。

改めて情報がきちんと届く方法や工夫できる点、また、行政、つくば成年後見センターだけでなく障害関係の支援機関などもっと身近なところから情報提供できる方々を増やしていく取組を検討していく必要があると受け止めた。

○小川委員

私が所属している公益社団法人リーガルサポートという団体の主な業務の一つとして、家庭裁判所からの後見人の推薦依頼を受けるというものがある。前日も報告したが受け皿としてマンパワーが不足しているという状況。受け皿として受

けきれないところがあるので、やはり法人後見に寄せる期待がすごく大きい。

今後の希望として、法人後見の受任件数がどんどん増えていき、ちゃんと運用していただきたいと思っている。我々としては、市民後見人というより法人後見が適切と思っているので、法人後見に頼らざるを得ないのが現状。

やはり法人後見について、成年後見センターの予算と人員を増やしていただいて、よりいい活動をさせていただきたい。

○山田委員

先ほど小川委員より、家庭裁判所からの依頼で各団体から司法書士の候補者についてという話があったと思うが、それらを改善するために申立前に候補者調整をして、それに沿って家庭裁判所には選任してもらおうと仕組みを作るために利用支援会議を立ち上げている。現状どのように運用されているか？

利用支援会議で候補者の調整がつかなかった事案について、社会福祉協議会が対応することになった事例があったと記憶しているが、これはなぜ候補者調整がつかなかったのか？また、候補者の推薦をしたが、実際候補者以外の方が選任されたケースは大体どのぐらいの割合であるのか？（参考資料2 7ページ、8ページについて）

○事務局（河原井）

候補者の調整がつかなかった事例について、司法書士が適当とのことで、リーガルサポートに依頼したが候補者がいないという回答だった。第2候補として、法人後見が適当という意見をいただいております、社会福祉協議会が候補者としていた事例だった。候補者がいなかった理由については伺っておらず、団体の事情によるものと考えていた。

○椎名委員長

社会福祉士による後見人などについて、研修体制も厳しくなってきた、修了要件が中々満たされず、新しい候補者の登録が増えない事情があります。

また、社会福祉士の場合、どうしても勤務先がある中で動いている人が多い。現状コロナ対応で手が回らないという状況もあるが、改めて専門職後見、法人後見、市民後見の在り方を考えていかなければいけないのかなと思います。

○長委員

小川委員から、前回と同様にリーガルサポートのマンパワーが足りないという意見をいただいていた。中核機関として社会福祉協議会に何ができるのかということなどを現在市と協議している。機関の機能がもう少し充実できれば、もう少しお力になれるのかなということで、担当者間で調整している。

○佐久間委員

金融機関としては、認知症の高齢の方への主な対応や取組で、成年後見人制度のご案内など周知をしている。また高齢化が進んでいる中で、口座管理や最終的な相続に向けた遺言など公的な動きと連携する中でサービスを提供しており、このようなジェロントロジー分野がますます私たちの中でも重要な位置づけとなってきている。研修や新しいサービス提供を職員が随時実施しており、数年前と比べてもかなり意識が高まっている。まだ受け身的なところがあるも、ご高齢の家族に対しても伝えていく認識でいるので、更に力を入れていく必要があると思っている。

色々お話を伺っている中で、やはり、どうしても知的障害、精神障害の方とか中々見てわからないこともあり、支援が必要な人に必要なサービスが提供されていないケースが残念ながらあるのかなと感じた。そういった方々にも手が届くように能動的に接触できる仕組みが必要と感じている。

○椎名委員長

金融機関では、成年後見制度のほか、特殊詐欺の防止など様々なことで協力をいただいています。金融機関の委員の方もいるので、関係団体のところを足してください。

そのほか何かご意見などありますか？特にないようですので、以上で予定しておりました協議事項を終了させていただきます。特にないようでしたら、これで議事進行を終了いたします。ご協力いただきましてありがとうございました。

○事務局（福田室長）

（閉会の案内）

今年度第2回目の成年後見制度推進事業の運営委員会の開催は、来年の1月または2月を予定。

配布資料一覧

(令和4年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会)

記

- ① 令和4年第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 次第
- ② つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 委員名簿
- ③ 資料1 つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について
- ④ 【参考資料1】 令和3年度実績(市)
- ⑤ 【参考資料2】 令和3年度実績(つくば市社会福祉協議会)
- ⑥ 【参考資料3】 令和4年度事業計画(市)
- ⑦ 【参考資料4】 令和4年度事業計画概要(つくば成年後見センター)
- ⑧ 【参考資料5】 第2期成年後見制度利用促進基本計画(厚生労働省資料)
- ⑨ 【参考資料6-1】 つくば市成年後見制度利用促進基本計画
- ⑩ 【参考資料6-2】 つくば市成年後見制度推進事業体系図
- ⑪ 【参考資料7】 つくば市成年後見制度推進事業実施要項
- ⑫ 【参考資料8】 つくば市成年後見推進事業運営委員会設置要項
- ⑬ 社協通信つくば5月号(荃崎圏域版)

以上

令和4年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

日 時：令和4年(2022年)6月29日(木)14時00分～

場 所：つくば市消防庁舎3階 多目的ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 事務局紹介

4 協議事項

(1) つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について

5 その他

6 閉 会

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 委員名簿

委任期間：令和2年(2020年) 4月1日～令和5年(2023年) 3月31日

No	氏名	役職等	団体・所属
1	椎名 清和	准 教 授	学校法人霞ヶ浦学園 つくば国際大学
2	山田 昌典	弁 護 士	つくば法律事務所(茨城県弁護士会土浦支部)
3	小川 直宏	司 法 書 士	つくば公園通り司法書士事務所 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート茨城支部)
4	佐久間 弘一	支 店 長	株式会社常陽銀行 研究学園都市支店
5	萩原 直木	院 長	医療法人社団つくば健仁会 とよさと病院(つくば市医師会)
6	宮原 節子	代 表	認知症の人と家族の会 茨城支部
7	後藤 真紀	会 長	つくば市手をつなぐ育成会
8	塚本 武志	会 長	つくば精神保健福祉会 やすらぎの会
9	原口 朋子	施 設 長	社会福祉法人創志会 つくばライフサポートセンターみどりの
10	森本 匡博	幹 事	居宅介護支援事業所ひまわり(つくばケアマネージャー連絡会)
11	根本 けい子	理 事	つくば市民生委員児童委員連絡協議会
12	長 卓良	副 会 長	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

オブザーバー

氏名	役職等	団体・所属
武井 徳勝	主任書記官	水戸家庭裁判所土浦支部

(敬称略)

つくば市成年後見制度利用促進基本計画の 進捗について

令和4年6月29日（水）

令和4年度第1回

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

つくば市の概要

自治体概要	
人口	247,399人
面積	283.72km ²
高齢化率	19.36%
地域包括支援センター	7か所
日常生活自立支援事業利用者	32人
障害者相談支援事業所	18か所
療育手帳所持者数	1,392人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	1,658人

令和4年（2022年）4月1日時点

つくば市成年後見制度利用促進基本計画について①

(策定までの経緯)

● 共生社会の実現における課題

認知症や精神、知的障害等で財産管理や日常生活等に支障がある人たちへの支援として、成年後見制度の活用が推奨されていたが、不十分であった。

● 成年後見制度の利用の促進に関する法律 (平成28年4月15日 公布、同年5月13日 施行)

成年後見制度の利用促進に関する基本理念、国の責務等が定められる。

● つくば市成年後見制度利用促進基本計画 (令和3年4月1日 策定)

国の計画を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律に沿い、つくば市において成年後見制度の普及啓発と活用の促進が規定された基本計画として位置づけられる。

つくば市高齢者福祉計画 (第8期)

つくば市障害者プラン

つくば市成年後見制度利用促進基本計画について②

(目標等)

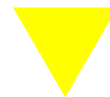
目 標 等

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- 意思決定の支援、身上保護の重視
- 保佐・補助・任意後見の利用促進（自発的意思の尊重）

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の整備
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備



共生社会の実現

- ノーマライゼーション、自己決定の尊重
- 障害、高齢による疾病によらず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる

つくば市成年後見制度利用促進基本計画の 評価指標①

利用者の把握と早期発見・早期支援の活動指標

● 権利擁護相談延べ件数（件） ●

機関／年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
つくば成年後見センター	計画値	—	—	250	270	290
	実績値	206	—	827	—	—
全地域包括支援センター	計画値	—	—	550	580	600
	実績値	503	546	370	—	—
障害者地域支援室・ 障害者相談支援事業所	計画値	—	—	70	75	80
	実績値	206	77	49	—	—

つくば市成年後見制度利用促進基本計画の 評価指標②

各種制度の利用促進に向けた活動指標						
制度名／年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
日常生活自立支援事業 延べ利用件数 (うち新規) (件)	計画値	—	—	40 (10)	50 (10)	60 (10)
	実績値	27 (2)	28	32 (3)	—	—
成年後見制度利用者数 (人) ※1	計画値	—	—	190	200	210
	実績値	171	176 (※2)	181 (※3)	—	—

※1 つくば市内で成年後見・保佐・補助・任意後見を利用している人数の合計。

※2 内訳：後見138人、保佐31人、補助6人、任意後見1人（令和2年10月1日時点 水戸家裁調査結果）

※3 内訳：後見142人、保佐31人、補助6人、任意後見2人（令和3年10月1日時点 水戸家裁調査結果）

つくば市成年後見制度利用促進基本計画の 評価指標③

講座や研修の活動指標（※1）					
研修／年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入門的内容の講座参加者が制度利用に積極的になった割合（※2）	計画値	—	—	50%以上	50%以上
	実績値	—	—	97%	—
応用的内容の研修参加者が他者に説明できる自信をつけた割合（※3）	計画値	—	—	50%以上	50%以上
	実績値	—	—	67%	—

※1 集計：参加者アンケートにより実施

※2 出前講座、成年後見センターが実施するテーマ別講座

※3 市民向け・専門職向け研修会



つくば市成年後見制度利用促進基本計画の

評価指標④

成年後見人等の業務支援の活動指標

指標／年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見人等からの相談実人数（人）	計画値	—	5	7	10
	実績値	—	4	—	—

市民後見人（法人後見支援員）の活動状況の活動指標

指標／年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ活動回数（回）	計画値	—	30	40	50
	実績値	—	19	—	—

チーム会議への中核機関の参加の活動指標

指標／年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加回数（回）	計画値	—	12	18	24
	実績値	—	13	—	—

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり①

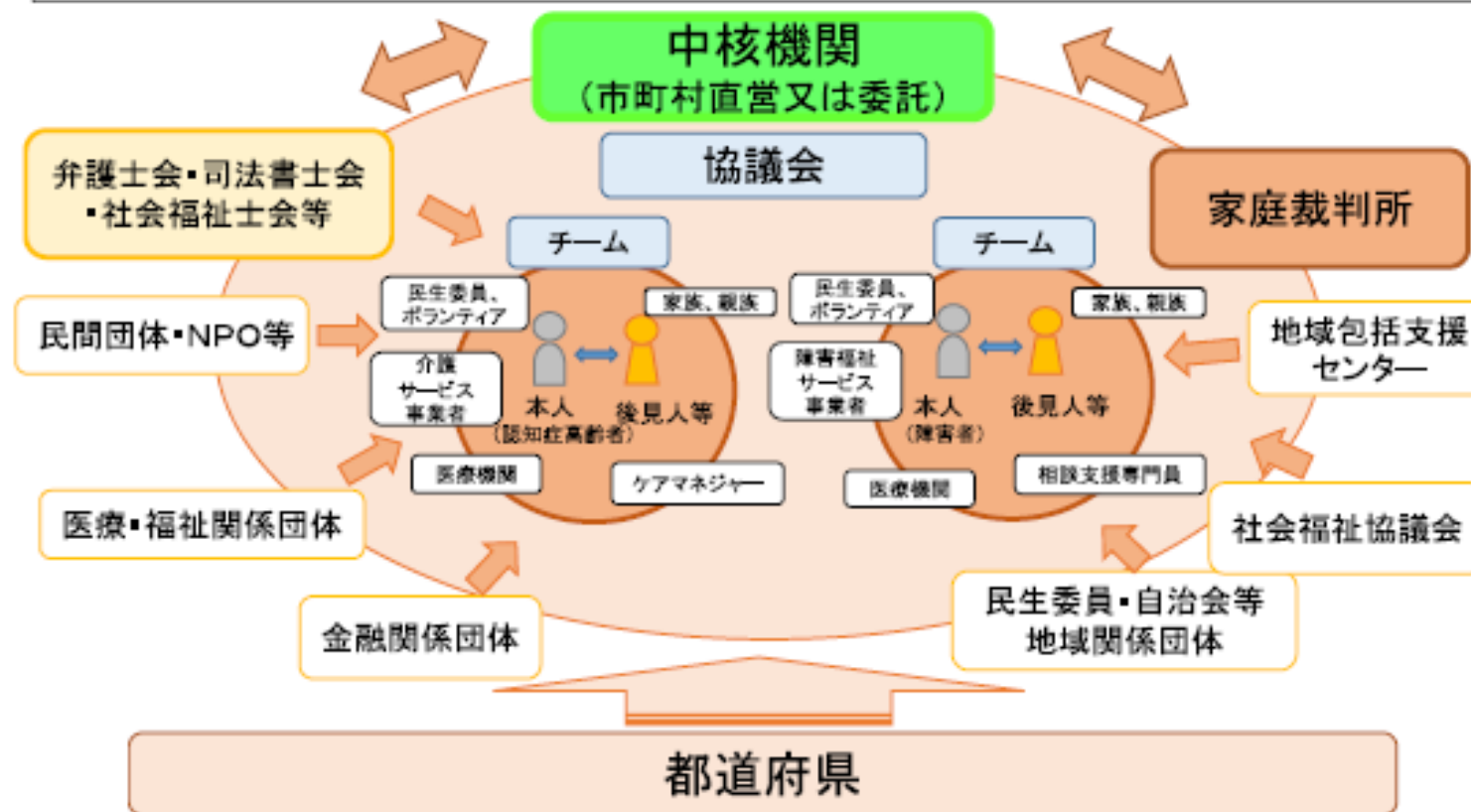
(イメージ)

地域連携ネットワークとその中核となる機関

○ 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり②

(実施状況1)

役割	実施状況
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	つくば成年後見センター・地域包括支援課・障害者地域支援室が中心となり、各関係機関と連携しながら権利擁護に関する相談（虐待防止含む）に対応。必要な支援に繋がられる体制を構築している。
早期の段階からの相談・対応体制の整備	
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">つくば市成年後見制度推進事業運営委員会つくば市成年後見制度利用支援会議定例会（つくば市・つくば成年後見センター） <p>成年後見制度事業の運用、個々のケースにおける適切な利用等に関する意見交換や協議を実施している。</p>

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり③

(実施状況2)

役割	実施状況
本人を後見人等とともに支える「チーム」	<p>チーム会議への中核機関の参加の活動指標（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 計画値（12回参加）・ 実績値（13回参加） <p>つくば成年後見センター、後見人等、支援関係者による後見人・被後見人等への支援会議を実施。</p>
成年後見制度推進事業運営委員会、成年後見制度利用支援会議	<p>令和3年度開催実績</p> <ul style="list-style-type: none">・ つくば市成年後見制度推進事業運営委員会（2回開催）・ つくば市成年後見制度利用支援会議（3回開催） <p>医療・法律・福祉等の有識者と情報共有や意見交換を行い、成年後見制度の運用方法や今後の方針、適切な個別事案の対応等について協議する場として活用されている。</p> <p>より効果的に実施できるような開催内容等を今後も適宜検討していく必要あり。</p>

中核機関（つくば成年後見センター）の業務について

業 務	実 施 状 況
広報（普及啓発）業務	研修会、講座を実施。パンフレット、ポスター、チラシ等の作成・配布している。様々な機関に周知が行き渡るように周知方法や内容を定例会等で適宜検討している。
相談（利用支援）業務	相談件数の大幅な増加（前年度比452件増）に伴い、効率的且つ柔軟な支援が実施できるように、引き続き体制の強化が必要。
成年後見人等の受任者調整支援業務・後見人支援業務	つくば市利用支援会議、ケース支援方針検討会議において実施されている。
市民後見人養成及び支援業務	市民後見人の確保と育成の体制整備を今後推進していくことが必要。
地域連携ネットワークの構築業務	つくば市成年後見制度推進事業運営委員会、関係機関や民間ネットワーク等による事例検討会に参加しながら、顔の見える関係を構築した。

関係団体との連携

関係団体	実施状況	
つくば成年後見センター	市の担当部署と定例会で情報共有し、行政と一体となり成年後見制度推進の取組を実施している。	つくば市成年後見制度推進事業運営委員会、つくば市成年後見制度利用支援会議において顔の見える関係を構築。各団体における専門的な意見や助言が得られ、成年後見制度の運用においても有効な機会となっている。
法律関係者団体	連携を取っている例はまだ少ない。権利擁護支援の推進のため、今後連携体制の構築が必要と見込んでいる。	
福祉関係者団体	高齢・障害分野において、日常的に連携しながら支援を実施している。	
水戸家庭裁判所土浦支部	つくば市成年後見制度推進事業運営委員会にオブザーバーとして参加を要請している。今後は国の第2期計画を踏まえて、日常的な支援での連携体制の構築を検討していく。	

つくば市として今後優先したい取組について

担い手の確保・育成等の推進

- 市民後見人の確保と養成の充実
- 権利擁護支援活動のバックアップ体制の構築
- 市民後見人の活動や役割等の周知

今後の予定①

機関	計画名称／年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国	成年後見制度 利用促進計画	第2期				
		都道府県による市町村へのバックアップ体制強化・地域連携ネットワークづくりの推進強化				
市	つくば市成年後見制度 利用促進基本計画	令和3年度～ 第1期		第2期		
		推進事業運営委員会で、策定内容を検討				
	つくば市障害者プラン	令和3年度～ 第1期		第2期		
		アンケート実施	パブリックコメント実施			
	つくば市高齢者 福祉計画	令和3年度～ 第8期		第9期		
		アンケート実施	パブリックコメント実施			

今後の予定②

第2期つくば市成年後見制度利用促進計画策定におけるアンケートの実施について (案)

設 問	回 答 項 目
① 成年後見制度についてお聞きします。成年後見制度とは、知的障害や精神障害などの理由により、判断能力が十分でない方の財産などの権利を守る制度です。 あなたは、成年後見制度を知っていましたか。 (○は1つだけ)	1. 内容などをよく知っている
	2. 詳しくはわからないが、概要は知っている
	3. 名前を聞いたことがある程度
	4. 名前も聞いたことはないし、内容も知らない
② あなたは、成年後見制度についてどのように思われますか。(○は1つだけ)	1. 既に利用している
	2. 今すぐ利用したい
	3. 必要になれば利用したい
	4. 将来的には、利用することも考えられる
	5. 利用は考えていない

※1：つくば市障害者プラン策定時に実施したアンケートより抜粋

※2：つくば市高齢者福祉計画（第8期）策定時においても同様の内容でアンケートを実施

※3：1,2ともに令和元年度に実施

参 考 ①

つくば市障害者プラン策定におけるアンケートの結果

設 問	回 答 項 目	回 答 結 果
① 成年後見制度についてお聞きします。成年後見制度とは、知的障害や精神障害などの理由により、判断能力が十分でない方の財産などの権利を守る制度です。あなたは、成年後見制度を知っていましたか。（○は1つだけ）	1. 内容などをよく知っている	90 (8.1%)
	2. 詳しくはわからないが、概要は知っている	347 (31.0%)
	3. 名前を聞いたことがある程度	308 (27.5%)
	4. 名前も聞いたことはないし、内容も知らない	260 (23.3%)
	無回答	113 (10.1%)
② あなたは、成年後見制度についてどのように思われますか。（○は1つだけ）	1. 既に利用している	8 (0.7%)
	2. 今すぐ利用したい	10 (0.9%)
	3. 必要になれば利用したい	274 (24.5%)
	4. 将来的には、利用することも考えられる	262 (23.4%)
	5. 利用は考えていない	417 (37.3%)
	無回答	147 (13.1%)

※1：n=1,118

※2：回答結果…令和元年度実施分の度数・構成比

参 考 ②

(障害種別ごとの結果 1)

設 問①

成年後見制度についてお聞きします。成年後見制度とは、知的障害や精神障害などの理由により、判断能力が十分でない方の財産などの権利を守る制度です。
あなたは、成年後見制度を知っていましたか。(○は1つだけ)

回答項目／障害種別結果	身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)
1. 内容などをよく知っている	58 (9.0%)	16 (7.0%)	17 (10.0%)	13 (6.7%)	6 (6.5%)	2 (5.1%)	0 (0.0%)
2. 詳しくはわからないが、概要は知っている	216 (33.5%)	73 (31.9%)	32 (18.8%)	69 (35.4%)	29 (31.2%)	16 (41.0%)	12 (46.2%)
3. 名前を聞いたことがある程度	169 (26.2%)	61 (26.6%)	46 (27.1%)	67 (34.4%)	31 (33.3%)	14 (35.9%)	5 (19.2%)
4. 名前も聞いたことはないし、内容も知らない	120 (18.6%)	69 (30.1%)	63 (37.1%)	37 (19.0%)	24 (25.8%)	7 (17.9%)	6 (23.1%)
無回答	82 (12.7%)	10 (4.4%)	12 (7.1%)	9 (4.6%)	3 (3.2%)	0 (0.0%)	3 (11.5%)

※1：n（全体）=1,118

※2：回答結果…度数・構成比

参 考 ③

(障害種別ごとの結果 2)

設 問②

あなたは、成年後見制度についてどのように思われますか。(○は1つだけ)

回答項目/障害種別別	身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)	無回答 (n=26)
1. 既に利用している	7 (1.1%)	3 (1.3%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
2. 今すぐ利用したい	5 (0.8%)	1 (0.4%)	3 (1.8%)	1 (0.5%)	2 (2.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3. 必要になれば利用したい	133 (20.6%)	75 (32.8%)	49 (28.8%)	52 (26.7%)	35 (37.6%)	15 (38.5%)	6 (23.1%)
4. 将来的には、利用することも考えられる	120 (18.6%)	101 (44.1%)	44 (25.9%)	37 (19.0%)	44 (47.3%)	7 (17.9%)	8 (30.8%)
5. 利用は考えていない	282 (43.7%)	31 (13.5%)	57 (33.5%)	91 (46.7%)	7 (7.5%)	15 (38.5%)	6 (23.1%)
無回答	98 (15.2%)	18 (7.9%)	16 (9.4%)	14 (7.2%)	5 (5.4%)	2 (5.1%)	6 (23.1%)

※1：n（全体）=1,118

※2：回答結果…度数・構成比

参 考 ④

(つくば市高齢者福祉計画第8期策定におけるアンケート結果1)

一 般 高 齢 者

設 問	回 答 項 目	回 答 結 果
① あなたは、成年後見制度を知っていましたか。(○は1つだけ)	1. 内容などをよく知っていた	118 (6.5%)
	2. 詳しくはわからないが、概要は知っていた	672 (36.9%)
	3. 名前を聞いたことがある程度	634 (34.8%)
	4. 名前も聞いたことはないし、内容も知らなかった	302 (16.6%)
	無回答	95 (5.2%)
② あなたは、成年後見制度についてどのように思われますか。(○は1つだけ)	1. 既に利用している	13 (0.7%)
	2. 今すぐ利用したい	7 (0.4%)
	3. 必要になれば利用したい	468 (25.7%)
	4. 将来的には利用することも考えられる	471 (25.9%)
	5. 利用は考えていない	669 (36.7%)
	無回答	193 (10.6%)

※1：n = 1,821

※2：回答結果・令和元年度実施分の度数・構成比

参 考 ⑤

(つくば市高齢者福祉計画第8期策定におけるアンケート結果2)

要支援・要介護認定者

設 問	回答項目	回答結果
① あなたは、成年後見制度を知っていましたか。(○は1つだけ)	1. 内容などをよく知っていた	53 (6.7%)
	2. 詳しくはわからないが、概要は知っていた	200 (25.3%)
	3. 名前を聞いたことがある程度	133 (16.9%)
	4. 名前も聞いたことはないし、内容も知らなかった	96 (12.2%)
	無回答	307 (38.9%)
② あなたは、成年後見制度についてどのように思われますか。(○は1つだけ)	1. 既に利用している	2 (0.3%)
	2. 今すぐ利用したい	3 (0.4%)
	3. 必要になれば利用したい	134 (17.0%)
	4. 将来的には利用することも考えられる	71 (9.0%)
	5. 利用は考えていない	225 (28.5%)
	無回答	354 (44.9%)

※1：n = 789

※2：回答結果…令和元年度実施分の度数・構成比

参 考 ⑥

(つくば市高齢者福祉計画第8期策定におけるアンケート結果2)

若 年 者

設 問	回 答 項 目	回 答 結 果
① あなたは、成年後見制度を知っていましたか。(○は1つだけ)	1. 内容などをよく知っていた	61 (7.6%)
	2. 詳しくはわからないが、概要は知っていた	247 (30.7%)
	3. 名前を聞いたことがある程度	313 (38.9%)
	4. 名前も聞いたことはないし、内容も知らなかった	176 (21.9%)
	無回答	8 (1.0%)
② あなたは、成年後見制度についてどのように思われますか。(○は1つだけ)	1. 既に利用している	2 (0.2%)
	2. 今すぐ利用したい	3 (0.4%)
	3. 必要になれば利用したい	291 (36.1%)
	4. 将来的には利用することも考えられる	259 (32.2%)
	5. 利用は考えていない	215 (26.7%)
	無回答	35 (4.3%)

※1：n = 805

※3：回答結果…令和元年度実施分の度数・構成比

令和 3 年度つくば市成年後見制度推進事業報告

1 事業の目的

認知症、知的障害、精神障害により判断能力が低下し、財産管理、福祉サービス利用の契約行為を行うことが著しく困難となった方の権利侵害の予防、権利行使の支援を行う。またその方の権利を守る援助者に対しての支援及び一般市民に対する成年後見制度の普及啓発を通して、制度の利用促進を図る。

2 実施内容

- (1) 成年後見制度利用促進に向けた体制整備
- (2) つくば市成年後見制度推進事業の実施（つくば市社協に事業委託）
つくば市社会福祉協議会に事業を委託
- (3) 成年後見制度利用の総合相談業務
- (4) 市長申立ての手続きの実施（成年後見制度利用が必要であるが、親族がいない場合や親族による申立てが見込めない場合）
- (5) 「つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱」の実施

3 実績

- (1) 成年後見制度利用促進に向けた体制整備
 - ア) つくば市成年後見制度推進事業運営委員会実施（2回）
 - ◎第1回
日 時：令和3年6月17日（木）13時から14時30分
人 数：委員9名、市役所・社協職員14名
議事内容：・つくば市成年後見制度利用促進基本計画について
・つくば市成年後見制度推進事業について
・つくば市成年後見制度利用支援会議について
 - ◎第2回
日 時：令和4年3月17日（木）10時から11時30分
人 数：委員9名、市役所・社協職員14名
議事内容：・令和3年度つくば市成年後見制度推進事業報告
・令和4年度つくば市成年後見制度推進事業計画
・つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱

イ) つくば市成年後見制度利用促進定例会実施

日 時：毎月第2木曜日開催

14時から15時30分

メンバー：市役所担当職員5名、センター職員2名

議事内容：月報および業務進捗状況報告、中核機関の業務について
市民後見人の活用について等

(2) つくば市成年後見制度推進事業の実施

成年後見制度の普及啓発業務、利用支援業務、成年後見人等の受任者調整支援業務、市民後見人養成・支援業務、地域連携ネットワークの構築業務及び法人後見受任業務等をつくば市社会福祉協議会に委託

(3) 成年後見制度利用の総合相談業務

相談実績（任意後見制度に関する相談を含む。令和4年3月末現在）

延件数 419件（障害関係49件、高齢関係 370件）

※委託型地域包括支援センター（6か所）、障害者相談支援事業所
（4か所）での相談件数を含む

(4) 市長申立ての手続きの実施

・申立て件数2件（障害0件、地域包括2件）

・その他：申立て準備中に死去2件（いずれも地域包括）

申立て準備中3件（障害1件、地域包括2件）

申立て準備中に親族が引取り1件（地域包括支援課1件）

(5) 「つくば市成年後見制度利用支援事業」の実施

ア) 実施要綱の改訂について

以下の4点を改訂した。（追加資料1）

(ア) 報酬助成金の支給対象者について（第8条第1、2、3項）
報酬を負担した後の収入が最低生活費（※注）より少なく、かつ、世帯の預貯金、現金等が最低生活費の3か月分より少ない者に変更。また、被後見人等が亡くなった後、後見人等が給付金の支給を受けられることとした。

(イ) 助成金の支給対象者について（第4条第1項、第8条第1項）

他市町村の住所地特例により当市に転入した者については、助成の対象外とした。

(ウ) 施設等について（第2条）

報酬助成金の額が最大月 18,000 円となる施設の範囲を拡大し、介護老人保健施設、医療介護医療院、グループホーム、ショートステイ、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅も施設に含むこととした。

(エ) 申請手続きについて（様式第1号、4号）

申請書に返還に関する記載を追加し、その他記入欄及び添付書類欄の整理を行った。

(※注)

最低生活費・・・生活保護法に基づく保護の基準（昭和38年厚生省告示第185号の1）に規定する生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助の月額額の基準の合算額

イ 実施要綱による助成金の支給

- ・ 報酬助成金の支給件数4件（障害3件、地域包括1件）
- ・ 申立て費用助成金の支給件数1件（障害1件）

4 成果

- (1) 令和3年4月に地域連携ネットワークを担う中核機関を設置し、関係機関が相互に連携・協力し、協議を行うことができた。
- (2) 成年後見制度の市長申立て及び報酬助成金等の支給を行ない、被後見人の権利擁護を図ることができた。
- (3) 支援者向けの成年後見制度及び日常生活自立支援事業研修を実施し、その中で高齢分野の専門職と障害分野の専門職の意見交換の場を設け、地域の支援者間の連携構築を進めることができた。

5 課題

- (1) 施設や支援者らの価値判断が先行し成年後見制度利用を検討している事例があり、対象者の意思決定支援が不十分な場合がある。今後、地域連携ネットワークを構築する関係機関等と、対象者の意思決定支援について、

国が示す意思決定支援等に係る各種ガイドラインをもとに共通認識を図る必要がある。

- (2) 専門職後見以外の法定後見人の枠組みとして、法人後見や市民後見人への期待は高い。地域共生社会の実現のため、市民後見人の育成および活動について十分に検討し、活躍できる環境づくりを進めていくことが必要である。

「令和3年度（2021年度）つくば市成年後見制度推進事業業務委託」実績報告書

1 受託業務概要

老人福祉法第32条の2、介護保険法第115条の45の3、障害者総合支援法第77条、知的障害者福祉法第28条の2、精神保健福祉法第51条の11の3及び成年後見制度利用促進法第5条に基づき、成年後見制度の推進を図る。

2 実施体制

(1) 組織

つくば成年後見センターを設置し、本事業及び日常生活自立支援事業を実施することで包括的に権利擁護を支援した。

(2) 体制

ア 所長 1名（常勤兼務、社会福祉士）

イ 専門員 2名（常勤専任、社会福祉士）

※内、1名は臨時職員

3 総評

つくば成年後見センターが権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの中核機関として位置付けられたことに伴い、委託業務が「中核機関」「法人後見」に大きく整理された。

(1) 中核機関業務

保健・医療・福祉・司法による地域権利擁護の枠組みである地域連携ネットワーク（運営委員会及び利用支援会議）を運営する中心である中核機関として、「広報（普及啓発）業務」を実施した。また、「相談（利用支援）業務」では相談件数が626件（前年度同期比344件増）と大きく伸びた。更に、「受任者調整支援業務」では、つくば市成年後見制度利用支援会議を立ち上げ、成年後見申立事案に対する候補者の推薦を実施するとともに、相談支援チームによる検討段階から専門職委員（弁護士）に加わっていただき、専門的なアドバイスをいただきながら効率的なケース検討会議を実施した。

(2) 法人後見業務

本会が成年被後見人等として活動するもので、新たに2件（合計8件）を受任し、身上保護を中心とした後見活動を行った。市民後見人養成講座修了生のうち、希望者が法人後見支援員として、身上保護のうち「見守り活動」に従事した。

(3) その他、成年後見制度利用促進に関すること

本事業の円滑な実施のため、業務調整の場として「つくば市成年後見制度利用促進定例会」を市と共同開催したほか、市の出前講座等で説明した。

4 業務報告

(1) 中核機関業務

ア 成年後見制度の広報(普及啓発)業務

(ア) 研修会等の主催

a 成年後見制度市民研修会

成年後見制度の利用促進を図るための基礎研修

日時・会場／令和3年7月21日(水) 13:30~15:15 (つくば市役所)

参加者／9名

内 容／(基調講演) 成年後見制度の解説と活用方法

吉岡 隆久氏(弁護士、つくば紫峰法律事務所)

(業務説明) 任意後見契約とあんしん生活支援サービスの導入事例

つくば成年後見センター職員

※Youtube(つくば市シティプロモーション公式)にて公開(66回再生、9/30(木))

b 成年後見制度テーマ別講座「終活と成年後見制度」

終活に関連したテーマを設定し、それぞれの専門家に講義いただいた。

日時・会場／令和3年12月2日(木)、13日(月)、15日(水)、16日(木)、24日(金)

※各2時間(つくば市役所)

参加者／36名

内 容／①「終活～自分らしい生き方のために～」井坂淳子氏(相続診断士)

②「今どきの葬儀事情」吉岡隆久氏(弁護士)・沼田鉄雄氏(葬祭業)

③「遺言について学ぶ」小川直宏氏(司法書士)

④「信託の基礎を学ぶ」澤邊宏氏(司法書士)

⑤「任意後見契約と任意契約について」漆川雄一郎氏(弁護士)

※Youtube(つくば市社会福祉協議会公式)にて公開中(376回再生、3/31(木)現在)

c 成年後見制度入門講座

成年後見制度利用の入口案内として、ビデオ上映を交えて概要を説明した。

日時・会場／令和4年1月17日(月)、21日(金)(つくば市役所)

参加者／33名

内 容／①成年後見制度概要説明とビデオ上映

②あんしん生活支援サービスについて

③参加者意見交換と質疑応答

(イ) パンフレット、ポスター等の作成・配布

相談（利用支援）業務のほか、各種研修会及び会議等への参加時に参加者へ配布した。

a 活用ハンドブックの更新（令和3年4月、第3版）

※つくば市社会福祉協議会ホームページでダウンロード可能

b 配布用印刷物作成

- ・つくば成年後見センター（チラシ）、あんしん生活支援サービス（チラシ）

c 機関発行物の配布

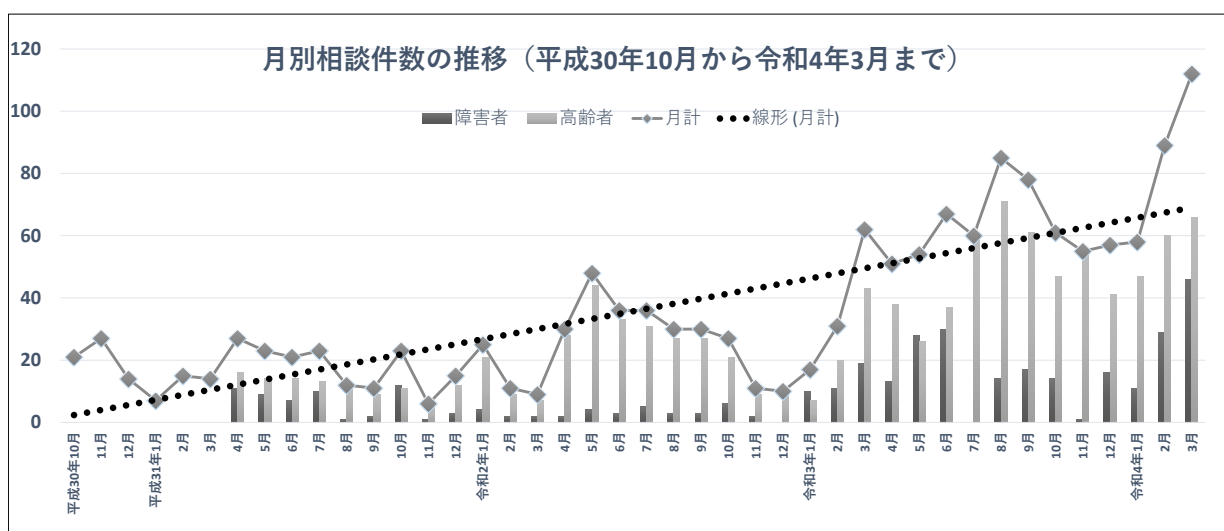
- ・成年後見制度を利用される方のために（裁判所）
- ・成年後見制度－利用をお考えのあなたへ（裁判所）
- ・後見制度において利用する信託の概要～ご本人の財産の適切な管理・利用のための後見制度支援信託のご説明～（裁判所）
- ・相続に関するルールが大きく変わります（法務省）
- ・日常生活自立支援事業について（茨城県社会福祉協議会）

イ 成年後見制度の相談（利用支援）業務

(ア) 累積相談件数（単位／件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
男性	33	28	30	30	37	40	30	19	31	23	49	42	392
女性	17	26	37	26	48	38	31	36	25	35	42	72	433
不明	1	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	6
内障 訳高	13	2	6	0	14	17	14	1	16	11	29	46	169
合計	51	54	67	60	85	78	61	55	57	58	89	112	827

※前年度比 452 件増



(イ) 対象者年齢層（単位／件）

年齢層	～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	65歳代	70歳代	75歳～	不明	計	
延件数	8	28	1	31	45	21	98	147	409	39	827	
内訳	障	8	28	1	31	45	21	14	8	1	12	169
	高	0	0	0	0	0	0	84	139	408	27	658

(ウ) 相談形態（単位／件）

	電話	来所	訪問	その他	計	
延件数	628	87	66	46	827	
内訳	障	134	25	4	6	169
	高	494	62	62	40	658

(エ) 相談者属性（単位／件）

	本人	家族	知人友人	民生委員	関係機関	後見人	その他	計	
延件数	139	175	1	2	445	12	53	827	
内訳	障	14	54	0	0	94	1	6	169
	高	125	121	1	2	351	11	47	658

(オ) 相談内容（単位／件）

	法定後見		任意後見		他制度 相談	法人後見		後見受任後 調整	計	
	相談	利用支援	相談	利用支援		相談	利用支援			
延件数	527		225		7	47		21	827	
種類	390	137	66	159		8	39			
内訳	障	118	32	14	0	1	2	0	2	169
	高	272	105	52	159	6	6	39	19	658

(カ) 対応（単位／件）

	相談	情報提供	家庭訪問	申立支援	家裁同行	取次斡旋	ケース検討	その他	計	
延件数	418	63	15	270	0	3	42	16	827	
内訳	障	122	16	0	9	0	0	21	1	169
	高	296	47	15	261	0	3	21	15	658

ウ 成年後見人等の受任者調整支援業務

(ア) つくば市成年後見制度利用支援会議

成年後見人等候補者を家庭裁判所に推薦する等の制度利用支援活動を行う会議体をつくば市社会福祉協議会内に設置した。

a 委員8名

弁護士、司法書士、医師、学識経験者、行政職員、社協職員で構成

(委員名簿)

(令和3年6月17日～令和5年3月31日、推薦書受付順)

No.	氏名	職種	所属
1	上田 和寿	社会福祉士	茨城県社会福祉士会推薦
2	佐藤 裕光	司法書士	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート茨城支部推薦
3	漆川 雄一郎	弁護士	茨城県弁護士会推薦
4	椎名 清和	学識経験者(社会福祉士)	つくば国際大学
5	萩原 直木	医師	つくば市医師会推薦
6	根本 祥代	行政職員	つくば市福祉部障害福祉課長
7	会田 延男	行政職員	つくば市福祉部地域包括支援課長
8	稲葉 光正	社協職員	つくば市社会福祉協議会事務局長

b 会議

(敬称略)

【第1回会議】

日時・会場／令和3年6月17日(木) (つくば市役所)

内容／①正副委員長選出(委員長/椎名清和氏、副委員長/萩原直木氏)

②親族申立て2件に対する成年後見人等候補者について

【第2回会議】

日時・会場／令和3年10月6日(水) (オンライン開催)

内容／①市長申立て1件に対する成年後見人等候補者について

②親族申立て2件に対する成年後見人等候補者について

【第3回会議】

日時・会場／令和4年3月24日(水) (オンライン開催)

内容／①市長申立て1件に対する成年後見人等候補者について

エ 市民後見人養成及び支援業務

市民後見人養成講座修了者の活動の場として、つくば市社会福祉協議会が実施する法人後見業務の身上保護業務(特に「見守り」に特化した活動)に希望者が従事した。

(ア) 法人後見支援員としての活動

活動者4名、延べ15回活動(1月末日現在)

(イ) 市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修

日時・会場／令和4年3月4日(金) (会場集合及びオンラインによるハイブリッド式)

参加者／12名(会場参加5名、オンライン参加7名)

内容／「ケース記録とは」竹之内 章代氏(茨城県社会福祉士会会長)

「日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行事例」つくば成年後見センター職員

オ 後見人支援業務

(令和4年度から実施予定)

カ 地域連携ネットワークの構築業務

(ア) つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の共同開催

つくば成年後見センターについて説明・報告した。

【第1回会議】

日時・会場／令和3年6月17日(木) (つくば市役所)

内 容／令和3年度つくば市成年後見制度推進事業の枠組みについて

(つくば成年後見センター事業計画、つくば市成年後見制度利用支援会議)

【第1回会議】

日時・会場／令和3年6月17日(木) (つくば市役所)

内 容／令和3年度つくば市成年後見制度推進事業報告 (市) (社協)

つくば市成年後見制度推進事業実施要綱改正の概要 (市)

令和4年度つくば市成年後見制度推進事業計画 (市) (社協)

つくば成年後見センターにおけるその他の事業 (社協)

(2) 法人後見業務

つくば市社会福祉協議会が成年後見人等に就任し、身上保護を中心とした活動を実施した。専門職による会議体である「法人後見受任審査会」設置し、受任の適否や後見等の活動について助言をいただいた。

ア 法人後見受任業務

(ア) 法人後見受任審査会

a 委員6名／弁護士、司法書士、医師、学識経験者、行政職員で構成

(任期／令和2年4月1日から令和4年3月31日まで)

No.	氏 名	職 種	所 属
1	萩原 直木	医 師	とよさと病院
2	山田 昌典	弁 護 士	つくば法律事務所
3	椎名 清和	学識経験者(社会福祉士)	つくば国際大学
4	佐藤 裕光	司 法 書 士	佐藤 裕光司法書士事務所
5	根本 祥代	行 政 職 員	つくば市福祉部障害福祉課長
6	会田 延男	行 政 職 員	つくば市福祉部地域包括支援課長

(敬称略、順不同)

b 会議

【第1回会議】

日時・会場／令和3年6月17日(木) (つくば市役所)

内 容／①報告 (法人後見受任状況、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に関する同意)

②協議 (任意後見契約について3件)

※契約して差し支えない

【第2回会議】

日時・会場／令和3年7月28日(水) (オンライン開催)

内 容／①協議 (市長申立て事案について(後見類型))

※成年後見人候補者として差し支えない

【第3回会議】

日時・会場／令和3年11月8日(月) (書面による会議開催に代えた)

内 容／①協議（利用支援会議で成年後見人等候補者調整が見つからない事案（後見類型）について1件）

※成年後見人候補者として差し支えない

(イ) 成年被後見人等受任状況

a 後見類型（開始原因別、単位/件）

	後見	保佐	補助	計
認知症	5	1	0	6
知的障害	2	0	0	2
精神障害	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合計	7	1	0	8

b 類型別活動状況（単位/件）

	訪問・面談	連絡調整	諸手続き	計
後見	68	486	65	619
保佐	18	120	14	152
補助	0	0	0	0
合計	86	606	79	771

（主な活動例）

- ・新型コロナウイルスワクチン接種について、保護者同意に対応
- ・施設入所契約の実施
- ・施設等への訪問と面談（被後見人等ごとに月1回以上実施）
- ・賃貸住宅の解約
- ・財産処分（自家用車廃車）
- ・被後見人等の世帯の生活相談支援

イ 後見監督人受任業務（未受任）

(3) その他、成年後見制度利用促進に関すること

ア 会議・研修会等への参加

(ア) 第152回市町村職員を対象とするセミナー（参加、主催／茨城県）

日時・会場／令和3年5月28日（金）（オンライン）

内 容／テーマ「成年後見制度利用促進における体制整備の実践～中核機関の整備パターンと具体的実践報告を通じて～」

①行政説明（厚生労働省）

- ・成年後見制度利用促進基本計画と見直しの検討状況について
- ・市町村に求められる役割について
- ・市町村の体制整備に向けた厚生労働省の取り組みについて
- ・重層的支援体制整備事業との連携について

②実践報告（中核機関職員）

- ・大都市での体制整備の実践について

(イ) 成年後見制度研修会（参加、主催／茨城県社会福祉協議会）

日時・会場／令和3年5月31日（金）（オンライン）

内 容／①行政説明「成年後見制度利用促進法と基本計画について」

厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室

②行政説明「茨城県の現状と市町村計画策定について」

照沼貴弘氏（茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進課）

- ③講義「権利擁護支援の理解と成年後見制度の基礎知識」
千葉真理子氏（弁護士、ふれあい通り法律事務所）
- (ウ) 在宅介護支援センターと地域包括支援センターの定例会（説明）
日時・会場／令和3年8月18日(水)（オンライン）
内 容／①成年後見制度利用促進基本計画における中核機関の役割について
②権利擁護相談事例の共有と連携のお願い
③成年後見制度と日常生活自立支援事業について
- (エ) 令和3年度日本司法支援センター茨城地方協議会（参加、主催/法テラス茨城）
日時・会場／令和3年11月12日(金)（オンライン）
内 容／①事業説明「法テラスについて」
②分科会「成年後見制度～申立て・概要について」
- (オ) 家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会（参加、主催/水戸家庭裁判所）
日時・会場／令和3年11月15日(月)（オンライン）
内 容／①報告・説明
・県内の利用促進に係る取組状況及び基本計画に関する報告
・家庭裁判所と関係機関の連携について
・今後の後見制度利用促進に対する社会福祉士会の関与の在り方について
・中核機関の設置及び今後の機能充実に向けた取組について
②協議
・（中核機関未設置）市町村の設置に向けた取組について
・（中核期間設置済み）市町村の機能充実に向けた取組について
- (カ) 児童発達支援利用児の保護者会（説明）
日時・会場／令和3年11月30日(火)（福祉支援センターさくら）
内 容／①成年後見制度利用促進基本計画における中核機関の役割について
②成年後見制度の概要について
③相談事例のご紹介について
- (キ) つくば市出前講座（荃崎地区民生委員連絡協議会、説明）
日時・会場／令和3年12月3日(金)（荃崎保健センター）
内 容／①つくば成年後見センターの概要について
②成年後見制度の概要について
- (ク) 令和3年度支援者向け成年後見制度及び日常生活自立支援事業の研修会（参加）
日時・会場／令和3年12月21日(火)（つくば市役所、オンライン）
内 容／①つくば成年後見センターの概要について
②相談事例のご紹介について
- (ケ) 令和3年度法人後見実施団体連絡会（参加、主催/茨城県社会福祉協議会）
日時・会場／令和3年12月22日(水)（つくば市役所、オンライン）

- 内 容／①行政説明「茨城県内の利用促進に係る取組みについて
照沼貴弘氏（茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進課）
②協議（課題ごとに実施社協から状況説明）
- ・ 市民後見人活用の課題について
 - ・ 親族との関わりについて
 - ・ 受任調整会議について
 - ・ 中核機関と法人後見業務担当の住み分けについて
 - ・ 親族後見人のフォローアップについて
 - ・ 後見支援員の報酬について

イ その他

(ア) 令和3年度つくば市成年後見制度利用促進定例会（共催）

つくば市とつくば市社協の連絡調整を密にし、つくば市成年後見制度推進事業を円滑に実施するため、月1回の情報交換会を開催している。

日時・会場／月1回（つくば市役所、オンライン）

- 内 容／①中核機関における相談利用支援業務フローについて
②つくば成年後見センターの月次実績報告について
③つくば市成年後見制度推進事業運営委員会について
④つくば市社会福祉協議会法人後見受任審査会について
⑤コロナ禍における被後見人等との面談や講座等の実施方法等について
⑥生活保護受給者等の成年後見制度利用について
⑦今後の市民後見人養成と活躍の在り方について（継続検討）
⑧将来的な実施体制の在り方について（継続検討）

5 まとめ

(1) 成 果

ア つくば成年後見センターは地域権利擁護ネットワークの中核機関として位置付けられた。従来の相談業務に加え、申し立て人の支援として、成年後見人等の受任者調整支援業務が新たに加わった。医師、弁護士、司法書士、社会福祉士等の成年後見制度専門職の協力により、令和3年6月につくば市成年後見制度利用支援会議を設置し、受任者調整を実施した。

イ 任意後見契約に対応するため、任意代理契約（あんしん生活支援サービス）を含めた任意後見契約を初めて締結した。権利擁護に関する市民の将来不安に対応する取り組みが始まった。

(2) 評 価

ア 啓発業務は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、集合研修の開催が難しい状況となったが、インターネットを利用したオンデマンド配信等の工夫に

より、会場聴講者の他に相当数の閲覧申込者があるなど、効果があった。

イ 相談利用支援業務は、前年度実績を上回る相談支援件数となった。市民や関係機関からの役割期待が大きいことが伺える。

ウ 法人後見業務は、親族申立ての相談利用支援から成年後見人等に就任、審判後の報告等や活動の蓄積と定期報告等、一連の事務的な流れを経験した。この経験により、相談者に対して具体的なアドバイスが可能になった。

エ 成年後見制度利用促進基本計画に関する業務は、委託地域包括支援センターと連携し、支援機関のチーム化など、中核機関業務の円滑な運営を行った。

(3) 課題

ア 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、啓発手段の制限や法人後見業務での本人面会制限等の影響が大きい。

イ 支援員は、権利擁護業務の最前線での対人援助活動となる。マッチングの徹底と、フォローアップに努める必要がある。

ウ 中核機関化による「相談支援件数」の増加と、「法人後見受任件数」の増加傾向はより顕著になると思われる。効果的で効率的な実施体制の在り方を、つくば市とつくば市社協は継続して検討する必要がある。

エ 地域連携ネットワークの構築に向けて、支援者としての保健・医療・福祉関係者はもとより、当事者団体等の各機関に対して、成年後見制度利用促進のための研修会や制度説明の機会導入を検討する必要がある。

令和4年度つくば市成年後見制度推進事業計画（市）

- 1 成年後見制度利用促進に向けた体制整備
 - (1) つくば市成年後見推進事業運営委員会の開催
 - (2) つくば市成年後見制度利用促進定例会の開催
 - (3) つくば成年後見センターと関係機関との意見交換会の開催
 - (4) つくば市成年後見制度利用支援会議の開催協力

- 2 つくば市成年後見制度推進事業の委託（委託先：つくば市社会福祉協議会）
 - (1) 中核機関業務
 - (ア) 成年後見制度の広報（普及啓発）業務
 - (イ) 成年後見制度の相談（利用支援）業務
 - (ウ) 成年後見人等の受任者調整支援業務
 - (エ) 市民後見人養成及び支援業務
 - (オ) 後見人支援業務
 - (カ) 地域連携ネットワークの構築業務
 - (2) 法人後見業務
 - (ア) 法人後見受任業務
 - (イ) 後見監督人受任業務
 - (3) その他、成年後見制度利用促進に関すること

- 3 成年後見制度等の総合相談業務
 - ・つくば市および地域包括支援センター及び障害者相談支援事業所の相談支援
 - ・つくば成年後見センターとの連携強化

- 4 市長申立の手続きの実施
（親族がいない場合や親族による申立てが見込みまれない場合）

- 5 つくば市成年後見制度利用支援事業の実施

- 6 成年後見制度等の普及啓発
 - (1) 出前講座、施設や職能団体への研修の実施
 - (2) パンフレット等を活用した周知啓発

令和4年度つくば成年後見センター事業計画概要

1 基本事項

(1) 目的

認知症、知的障害及び精神障害などの理由により、判断能力に支援を要する者（以下「要支援者」という）の権利を擁護するとともに、権利が損なわれた場合に相談に応じ、住み慣れた地域において安心して暮らし続けられるように支援し、つくば市における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に中核的な役割を果たす。

また、日常生活自立支援事業及びあんしん生活支援サービスを実施することで、包括的な権利擁護センターとして活動する。

(2) 設置日

平成30年10月1日

(3) 設置者

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会
つくば市筑穂1-10-4（大穂庁舎内）

(4) 実施事業

- ア 成年後見制度推進事業（つくば市委託）
- イ 日常生活自立支援事業（茨城県社会福祉協議会委託）
- ウ あんしん生活支援サービス（本会自主事業）

(5) 専門委員会設置

- ア 法人後見受任審査会
- イ つくば市成年後見制度利用支援会議

※アの任期を単年度とし、イと任期満了日を合わせることで、同じ事例について同日開催するなど効率化を図りたい。

※イの岡田治美氏は、新任です。

(6) 職員配置

（令和4年4月1日現在）

職 員	担当事業		
	成年後見制度推進事業	日常生活自立支援事業	あんしん生活支援サービス
河原井 猛 （所長、社会福祉士、介護支援専門員）	○	○	○
國府田 すずな （主事、社会福祉士）	○		
谷口 照子 （臨時職員、法人後見専門員、社会福祉士）	○		
村木 莉恵 （主事、社会福祉士）		○	○
堤 あいか （主事、社会福祉士）		○	○
橋本 寸三子 （臨時職員、日常生活自立支援事業専門員、介護福祉士）		○	
支援員18名 （臨時、市民後見人養成講座修了者15名含む）	○ ※ケースにより流動的	○ ※ケースにより流動的	

2 年度目標

- (1) 相談（利用支援）業務から受任者調整業務、後見人支援業務に至る業務フローの確立と経験の蓄積を目指す。
- (2) コロナ禍での法人後見支援員や日常生活自立支援事業生活支援員による支援活動のあり方や、制度やサービスに関する普及啓発の在り方を工夫し実施する。

3 実施事業

(1) つくば市成年後見制度推進事業（つくば市委託事業／12,360千円）

ア 中核機関業務

(ア) 成年後見制度の広報（普及啓発）業務

a 研修会や会議等での制度説明、チラシ配布、ホームページ掲載

つくば市各地区民生委員協議会定例会

※配布資料／活用ハンドブック（市社協）

日常生活自立支援事業チラシ（県社協）

成年後見制度チラシ（最高裁判所家庭局）

※実施時期／年度スケジュールあり

b 入門講座①（20名、2時間、無料）

成年後見制度に関心のある市民と福祉・医療・保健関係者に、成年後見制度の仕組みや具体的な制度活用方法、市民参加の事例など理解を深める機会とし、併せて、つくば成年後見センター業務の周知を図る。

対 象	市内在住、在勤で成年後見制度に関心のある方 福祉・医療・保健関係者で判断能力が十分でない方を支援する方
会 場	つくば市役所 2階 201 会議室（研究学園 1-1-1、駐車場あり）
内 容	成年後見制度の概要説明とビデオ上映…約 90 分

c テーマ別講座開催（20名、2時間、無料）

福祉・医療・保健関係者と成年後見制度に関心のある市民の方を対象に、身近なテーマ「遺言、相続、預金、お葬式」などを将来に備えることで、人生を生き生きと安心して過ごす取り組み「終活」と、成年後見制度の必要性について理解を深める講座を開催する。

対 象	市内在住、在勤で成年後見制度に関心のある方 福祉・医療・保健関係者で判断能力が十分でない方を支援する方
会 場	イーアズつくば 2階 イーアスホール AB（研究学園 5-19、駐車場あり）
内 容	第 1 回 11/7(月)終活とは～自分らしい生き方のために～（相続診断士） 第 2 回 11/8(火)今どきの葬儀事情（弁護士・葬儀会社職員） 第 3 回 11/14(月)遺言と相続を学ぶ（司法書士） 第 4 回 11/16(水)老後資金の準備（ファイナルシャルプランナー）

第5回 11/16(水)委任契約と任意後見制度（弁護士）

d 入門講座の開催②（10名、2時間、各圏域会場、無料）

福祉・医療・保健関係者と成年後見制度に関心のある市民の方に、成年後見制度の仕組みをわかり易くご案内する入門講座として各地域で開催する。

対 象	市内在住、在勤で成年後見制度に関心のある方
会 場	市民ホール・交流センター会議室など
内 容	成年後見制度の概要説明とビデオ上映…約 45 分 日常生活自立支援事業についての説明…約 15 分 あんしん生活支援サービスについての説明…約 15 分
実施時期	令和4年2月予定

(イ) 成年後見制度の相談（利用支援）業務

窓口相談支援、出張相談支援

※本部窓口／平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

※出張相談実施（要予約）

(ウ) 成年後見人等の受任者調整支援業務

a つくば市成年後見制度利用支援会議の運営

（令和3年6月17日～令和5年3月31日、推薦書受付順）

No.	氏 名	職 種	所 属
1	上田 和寿	社会福祉士	茨城県社会福祉士会推薦
2	佐藤 裕光	司法書士	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート茨城支部推薦
3	漆川 雄一郎	弁護士	茨城県弁護士会推薦
4	椎名 清和	学識経験者(社会福祉士)	つくば国際大学
5	萩原 直木	医 師	つくば市医師会推薦
6	岡田 治美	行政職員	つくば市福祉部障害福祉課長
7	会田 延男	行政職員	つくば市福祉部地域包括支援課長
8	稲葉 光正	社協職員	つくば市社会福祉協議会事務局長

（敬称略）

【運営内容】

受任者調整（成年後見人等候の候補者職種まで検討）

後見人支援（審判後の後見人を中心とする支援チーム化）

※会議で示された候補者職種により各推薦団体に候補者の推薦を依頼

※開催時期／年4回（6月、9月、12月、3月を予定）

※つくば市社会福祉協議会法人後見受任審査会と同日開催の場合あり

b 個別ケース会議（実務者レベル、必要時に専門職同席）

【参加者】

本人、親族、担当行政、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、介護支援専門員、サービス事業者、民生委員、地域住民等で迅速に支援方針を検討する。

【内 容】

課題の整理確認、権利擁護支援ツールの検討（成年後見制度・利用支援会議・日常生活自立支援事業）、市長申立ての要否、候補者の検討等

※後見人候補者選定用チェックリスト活用

※必要に応じて随時開催

c ケース進行管理

※別紙「権利擁護支援 相談・進行管理シート」を活用予定

(I) 市民後見人養成及び支援業務

a 市民後見人登録者へのフォローアップ研修実施

法人後見における身上保護及び日常生活自立支援事業における福祉サービス利用援助等の見守り活動を行う上で、必要と考えられる知識の習得および情報交換の場を設けることで、支援員それぞれの個別援助技術の維持向上を図る。

対 象 令和元年度市民後見人養成研修修了者 18 名

会 場 つくばボランティアセンター会議室（筑穂 1-10-4 大穂庁舎 2 階）

内 容 日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行した事例の考察
※制度利用と支援の実際及び今後の方向性について事例検討をとおして学びを深める。

実施時期 令和 4 年 8 月予定

(I) 後見人支援業務

a 「(ウ)」と連動した後見チーム体制の構築支援

b 親族後見人を対象にした相談会（案）

対 象 親族後見人として活動している方

会 場 つくばボランティアセンター会議室（筑穂 1-10-4 大穂庁舎 2 階）

内 容 専門職を招き、後見活動の中での困りごとを相談会を座談会形式で開催
※親族後見人の方との繋がりをつくる。何か困りごとがあったときの相談窓口として社協を

実施時期 令和 4 年 11 月予定

(I) 地域連携ネットワークの構築業務

a つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の開催協力（年 2 回）

※開催時期／令和 3 年 6 月、令和 4 年 3 月予定

※つくば市成年後見制度利用支援会議の同日開催可能性あり

b 関係機関や民間ネットワーク等による事例検討会への参加

つくば市圏域別地域ケア会議

つくば市生活支援体制整備事業第 2 層会議など

※開催時期／年間予定表あり

イ 法人後見業務

(7) 法定後見受任（令和4年3月末現在）

8人（類型／後見7人、保佐1人）

※身上保護活動の一部を法人後見支援員が実施

※本会活動に協力実績のある弁護士とアドバイザー契約を結び、法人後見活動の法律行為について、実務上のアドバイスを仰ぐ。

（アドバイザー）

山田 昌典氏（つくば法律事務所弁護士、10,000円／時間）

(4) 法人後見監督人受任業務

家庭裁判所の選任により受任

※令和4年3月末日現在、受任なし

(7) 法人後見受任審査会（任期1年/令和5年3月31日まで）

つくば市社会福祉協議会が候補者となることの事案について審査

（任期／令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

No.	氏名	選出区分	資格・役職	所属
1	萩原 直木（再任）	医療関係者	医師	とよさと病院
2	漆川 雄一郎（新任）	司法関係者	弁護士	学園の森法律事務所
3	椎名 清和（再任）	学識経験者	准教授	つくば国際大学
4	佐藤 裕光（再任）	司法関係者	司法書士	佐藤 裕光司法書士事務所
5	岡田 治美（新任）	行政関係者	課長	つくば市福祉部障害福祉課
6	会田 延男（再任）	行政関係者	課長	つくば市福祉部地域包括支援課

（敬称略、順不同）

(2) 日常生活自立支援事業（茨城県社会福祉協議会委託／2,715千円）

認知症高齢者や知的障害・精神障害等で、判断能力が不十分な方を対象に、専門員や生活支援員により、利用者が自立した地域生活を送れるよう支援する。

ア 福祉サービス利用援助（基本サービス）

福祉サービスに関する情報提供、助言、利用手続き援助、利用料等支払手続き援助、苦情解決制度の利用手続き援助、行政・サービス提供機関からの通知の確認等援助、その他福祉サービスの適切な利用に必要な一連の援助

イ 日常的金銭管理サービス（付随サービス）

年金・手当等受領確認の援助、日常的な生活費の預金払戻しの援助、医療費支払い手続きの援助、税金等、公共料金、家賃、地代、日用品等の代金を支払う手続きの援助

ウ 書類等の預かりサービス（付随サービス、銀行貸金庫保管）

預貯金通帳や証書、不動産権利証、不動産契約証、実印、印鑑登録カード、その他実施主体が適当と認めた書類

エ 利用対象者

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な者、日常生活を営む上で必要となる事項につき自己の判断で適切に行うことが困難であると認められる者、支援計画に定める援助にかかる契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者

※利用者数 27名（令和4年3月末現在）

内訳／認知症高齢者 14名、知的障害者 4名、精神障害者 9名

（内、生活保護受給者 9名）

オ 実施体制

a 生活支援員／18名

（令和4年4月1日現在）

※専門員及び支援員は、基幹型社協であるつくば市社会福祉協議会で雇用し、実施社協の茨城県社会福祉協議会に登録する。

カ 活動拠点

本部及び南支所を活動拠点とし、効率的な支援活動を実施する。

※通常支援日／月曜日から金曜日（原則、月2回程度）

※利用者の要望に応じて緊急支援あり

キ 契約締結審査会

利用希望者の契約を締結する能力に疑義がある場合に、専門的見地から審査を行って、契約の適正さを確保するとともに、利用者を援助する際の留意点などの助言を行う機関として茨城県社会福祉協議会が設置している。

※委員／法律専門家、医療専門家、福祉専門家、その他学識経験者

※毎月1回開催

(3) あんしん生活支援サービス事業（つくば市社協事業／276千円）

認知症等のため判断能力が低下して生活に支障が生じた場合に備え、定期訪問や個別サービスを行う「見守り契約、財産管理契約」、亡くなった後のご本人の希望を実現する「死後事務委任契約」と、判断能力が低下した時に支援する「任意後見契約」をパッケージで提供する。

ア 実施サービス

任意後見制度へ円滑に移行するため、次の委任契約サービスを実施する。

(ア) 見守り契約(任意後見契約と併用)

支援する人がご本人と定期的に面談や連絡を行い、ご本人の生活状況及び健康状態を把握して、任意後見の開始時期を判断する。

(イ) 財産管理契約

自分の財産の管理や、その他生活上の事務について、具体的な管理内容を決

めて、つくば市社会福祉協議会に委任する。

(ウ) 死後事務委任契約

亡くなった後の諸手続き、葬儀、埋葬、家財の片づけなどの手続きをつくば市社会福祉協議会に委任する。

※公正証書遺言作成支援含む（ケースによっては遺言執行者就任あり）

イ 利用対象者

つくば市民で判断能力のある、ひとり暮らしの高齢者もしくは高齢者夫婦世帯、または障害のある方で次に該当する方

(ア) 紛争性がないこと

(イ) 身上監護と日常的な金銭管理が中心であること

(ウ) 他に信頼できる支援者がいない方

ウ 利用料

(ア) 契約手続き支援料

30,000 円（初回のみ徴収、公正証書作成に至る訪問支援含む）

(イ) 基本料金（見守り活動、財産管理活動）

月額 3,000 円（貸金庫使用料含む）

(ウ) 個別サービス利用料

1 時間 1,500 円（1 時間以降 30 分ごとに 750 円加算）

エ その他

(ア) 個別サービスとは、財産管理契約に基づいた、金融機関等での預貯金の出し入れ等の直接支援をいう。

(イ) 任意後見公正証書作成料、公正証書遺言作成料に係る実費は自己負担とする。

(ウ) 任意後見人及び任意後見監督人の月額報酬は自己負担とする。

(エ) つくば市社会福祉協議会職員がサービス提供する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画 の策定について



厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

成年後見制度の概要と利用促進の取組経緯

1. 制度の概要

- 成年後見制度は、民法の改正等により平成12年に誕生した制度であり、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度である。「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。
- 「法定後見制度」は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組み。「任意後見制度」は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組みである。

2. 成年後見制度利用促進の取組経緯

- 成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法(議員立法)が成立。平成29年3月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画(期間はH29～R3年度の5年間)を閣議決定。
 - ※ 認知症高齢者は令和2年には約600万人(推計)に、令和7年には約700万人になる見込み。一方、利用者数は令和2年末時点で約23万人。
- 基本計画では、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの成年後見制度の利用促進に関する施策を定め、最高裁や法務省等の関係省庁と連携の下、計画的に取組を推進。

3. 基本計画の見直しについて

- 令和3年度は基本計画の最終年度であることから、令和3年3月から「成年後見制度利用促進専門家会議」で第二期基本計画の検討を開始。
- 専門家会議6回(3つのWGで合計13回)の検討を経て、令和3年12月15日に「最終とりまとめ」を実施(12月22日公表)。令和4年1月21日から2月18日までにパブリックコメントを実施。令和4年3月25日に第二期基本計画を閣議決定。

【参考】成年後見制度利用促進専門家会議のスケジュール等について

令和3年

3月29日

● 第7回 専門家会議

- ・関係各省庁・最高裁から取組報告
- ・成年後見制度利用促進の現状確認
- ・検討の進め方とWGの設置
- ・各委員からの意見「現行計画と取組に対する考え等」

4月～

● ワーキング・グループで検討開始

- 地域連携ネットワークWG(7回)
- 成年後見制度の運用改善等WG(1回)

6月28日

● 第8回 専門家会議

- ・関係各省庁・最高裁から取組報告
- ・各WGにおける主な意見の確認
- ・委員意見交換

7月30日

● 第9回 専門家会議

- ・「次期基本計画」中間とりまとめ(案)に係る意見交換等

8月4日

● 次期成年後見制度利用促進基本計画
中間とりまとめ 公表

8月24日

● 第10回 専門家会議

- ・委員及び当事者団体等からの意見
「現場から見た中・長期的課題について」

9月～

● ワーキング・グループで検討継続

- 福祉・行政と司法の連携強化WG(2回)
- 成年後見制度の運用改善等に関するWG(3回)

10月25日

● 第11回 専門家会議

- ・次期基本計画初年度(令和4年度)の事業案(概算要求)報告
- ・各WGにおける主な意見の確認
- ・委員意見交換

12月15日

● 第12回 専門家会議

- ・「次期基本計画」(案)に係る意見交換等

12月22日

● 「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項について」を公表

令和4年

1月21日

● パブリックコメントの実施(～2月18日)

3月

- 成年後見制度利用促進会議で「第二期基本計画」(案)の承認
- 「第二期基本計画」閣議決定

第一期計画の課題と第二期計画における対応について

第一期計画における課題

(平成29年度～令和3年度)

○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない）
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること ※親族 20%
親族以外80%(うち弁護士26%、司法書士38%)

○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

第二期計画における対応

(令和4年度～8年度)

○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討）

○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。

○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

○ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備（整備率はR2.10月:15%、R3年度末見込み:44%）
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定（策定率はR2.10月:16%、R3年度末59%）
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定） ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要

～尊厳のある本人らしい生活の継続と
地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の
ネットワーク

障害者支援の
ネットワーク

権利擁護支援の
地域連携ネットワーク

子ども支援の
ネットワーク

地域社会の見守り等の
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

○ 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。市町村長の関与などの権限・成年後見制度利用支援事業についても見直しに向けた検討を行う。

○ 総合的な権利擁護支援策の充実

成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

- ・ 成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう、同事業の実施体制の強化を行う。さらに、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討するなど地域を問わず一定の水準で利用できる体制を目指す。
- ・ 身寄りのない人等への生活支援サービスについて、意思決定支援や信頼性等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。検討の際、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- ・ 地域住民や企業等が権利擁護支援の実践への理解や共感をもって寄付などに参画する取組を普及させるための方策を検討する。
- ・ 虐待等の事案を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、法人の確保の方策等を含め検討する。

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

○ 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- 都道府県等は、意思決定支援研修等を継続的に行う。国は、意思決定支援の指導者育成、意思決定支援等に関する専門職のアドバイザー育成、専門的助言についてのオンライン活用支援などに取り組む。
- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のほか、各種意思決定支援ガイドライン等について、普及・啓発を行っていく。
- 意思決定支援の取組が、保健・医療・福祉・介護・金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う。

○ 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

- 各家庭裁判所には、地域の関係者との連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現できるよう、引き続き努力することが期待される。
- 最高裁判所・家庭裁判所には、関係機関等とも連携し、本人情報シートの更なる周知・活用に向けた方策を検討することが期待される。

○ 後見人等に関する苦情等への適切な対応

- 家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県は、それぞれの役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

○ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

- 最高裁判所及び各家庭裁判所には、報酬の算定の考え方を早期に整理することが期待される。
- 市町村には、全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の実施内容を早期に検討することが期待される。国は、同事業への助成について必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。
- 国は、後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等の手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。
- 国は、成年後見制度の見直し検討の際、報酬のあり方も検討する。併せて、関係省庁は、報酬助成等の制度のあり方について検討する。

○ 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- 金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、後見制度支援預貯金等の導入や改善を図ることが期待される。
- 最高裁判所・家庭裁判所には、不正防止のため、引き続き適切な監督に向けた取組をすることが期待される。専門職団体は各専門職に対して、市民後見人を支援する団体は各市民後見人に対して、不正防止の取組を受任前や養成段階から進めることが期待される。
- 専門職団体・市民後見人を支援する団体等には、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

○ 各種手続における後見業務の円滑化等

- 市町村・金融機関等の窓口で成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、同制度の理解の促進を図る必要がある。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。身寄りがないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。

このため、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）をつくっていく必要がある。

① 地域連携ネットワークづくりの方向性（包括的・多層的なネットワークづくり）

- 第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援という観点も含めることから、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみのほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が関わる「包括的」なネットワークにしていく取組を進めていく必要がある。
- さらに、権利擁護支援を必要としている人の世帯の中には、様々な課題が生じていることもあり、このような場合には、個人ごとに権利擁護支援の課題を捉えた上で、その状況に応じて、家族同士の思いも尊重しながら、それぞれを同時に支援していく必要がある。こうしたことを含めた複合的な地域生活課題としては、支援困難な虐待やネグレクト、未成年後見を含む児童の権利擁護などもあり、これらへの適切な支援が必要となる場合もある。
- 地域連携ネットワークは、住民に身近な相談窓口等のしくみを有する市町村単位を基本として整備を進めてきたが、複合的で支援困難な課題に対応するためには「包括的」なネットワークだけでは十分でない。地域の実情に応じて権利擁護支援を総合的に充実することができるよう、圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークにしていく取組も併せて進めていく必要がある。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

② 地域連携ネットワークづくりの進め方

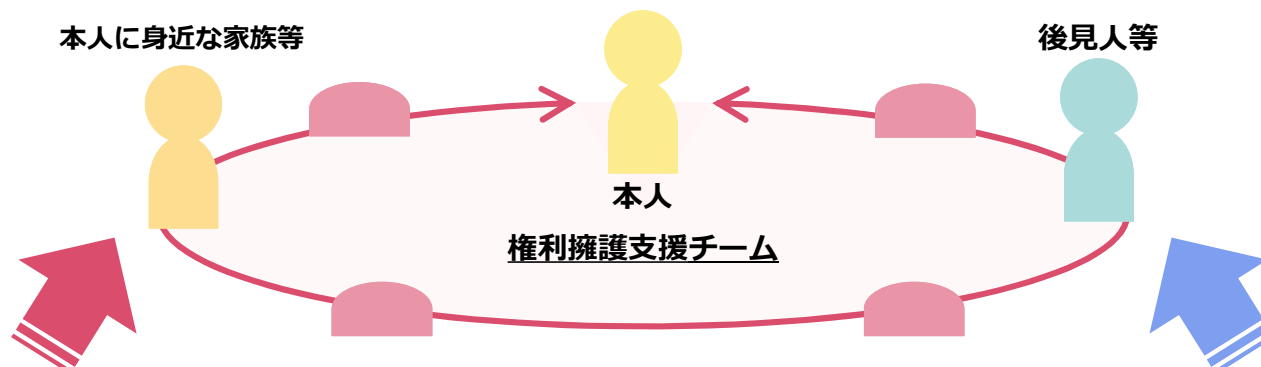
これから地域連携ネットワークづくりを始める地域では、できるだけ早期に、以下を実施することのできる体制整備を優先すべきである。

- 権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ること
- 地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の役割をどういった機関や体制で実施するのかを明らかにすること

また、これらの体制を整備した地域では、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようにする必要がある。なお、これらの体制整備は、市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県が主体的に取り組むことも重要である。

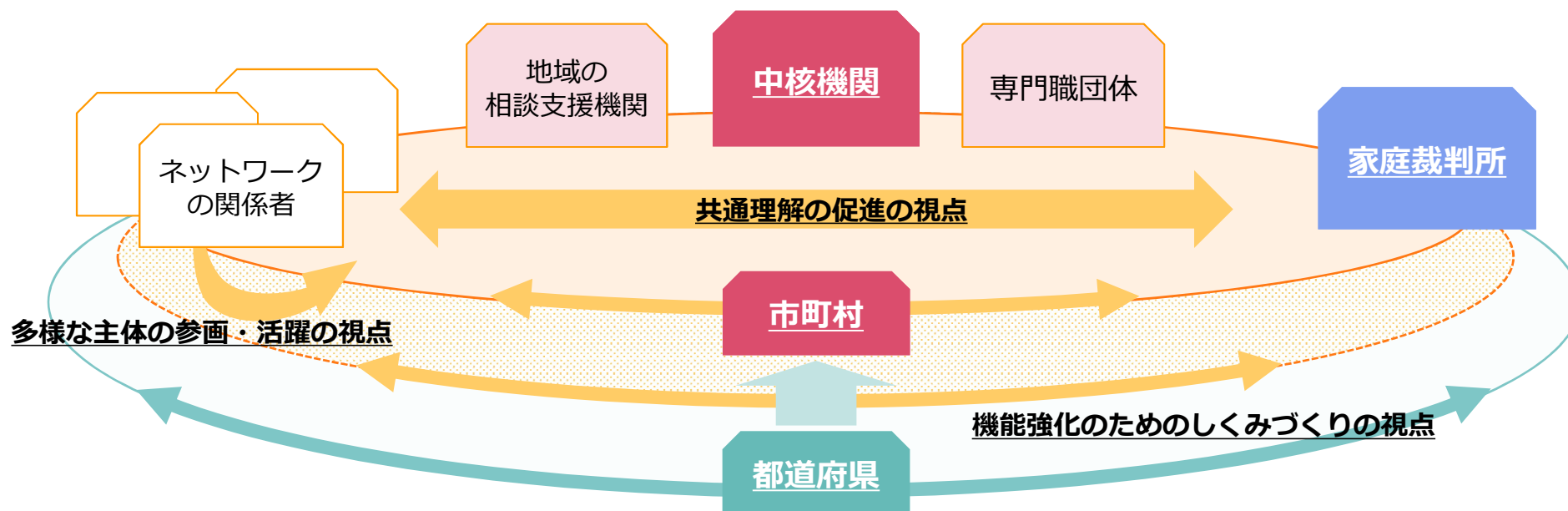
3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能
 ①権利擁護の相談支援、②権利擁護支援チームの形成支援、③権利擁護支援チームの自立支援

家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能



【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、**権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能**がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	①「権利擁護の相談支援」機能 <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 ・ 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・ 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 ・ 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ 	①「制度利用の案内」の機能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	②「権利擁護支援チームの形成支援」機能 <ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづいていく機能。 ・ 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 ・ 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） ・ 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング） 	②「適切な選任形態の判断」の機能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	③「権利擁護支援チームの自立支援」機能 <ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 ・ チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <チームによる支援の開始後、必要に応じて> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ・ チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など） 	③「適切な後見事務の確保」の機能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・ 必要に応じた指導や指示、監督処分 ・ 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（連携・協力による地域づくり）～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。

（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透(広報を含む) 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透(相談窓口の広報を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人の選任後) 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者(当事者団体、専門職団体)との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

4 優先して取り組む事項

○ 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○ 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- ・ 市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。
- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市町村と連携して市民後見人養成研修を実施することが期待される。また、市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。
- ・ 法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。
- ・ 国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- ・ 専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

4 優先して取り組む事項

○ 市町村長申立ての適切な実施

- 身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

○ 地方公共団体による行政計画等の策定

- 市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。
- 都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。

○ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- 都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。
- 国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

工程表・K P I

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第二期計画の工程表とKPI①

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		
	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討							
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
	都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施							
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施		
	市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善							
			全国で適切に実施する方策の検討	市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			市町村による実施	
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ			
都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営			

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

第二期計画の工程表とKPI②

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
討見制 等直等 け直等 たし等 検にの	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討					
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					
制度の運用改善等	意思決定支援の浸透	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施			
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発					
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
	・基本的考え方の整理と普及	—						
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					
	・柔軟な後見人等の交代の推進(苦情対応を含む)	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討 成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討					
不正防止の徹底と利用しやすさの調和	・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—						
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及					
地域連携ネットワークづくり	・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討					
	・保険の普及等事後救済策の検討	—						
	地域連携ネットワークづくり	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続			
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営			
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	—	中核機関のコーディネート機能の強化					
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					
・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築						
・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討				

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。

※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

3 成年後見制度の利用促進（つくば市成年後見制度利用促進基本計画）

認知症等により財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することです。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていませんでした。

このような背景から、国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律を平成 28 年 4 月 15 日に公布、同年 5 月 13 日に施行し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めました。

本市においても、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重、財産管理だけでなく身上保護を重視するなどの基本的な考えの下、高齢者が認知症等により判断能力が不十分になる前から住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、つくば市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度の普及啓発と活用の促進に努めます。

（1）成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標値等

①つくば市成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

「つくば市成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「促進法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された国の計画を踏まえ、促進法第 14 条に沿って、つくば市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と位置付けます。対象期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

②基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から認知症や知的障害、精神障害によって判断能力が不十分な人に対して、成年後見人・保佐人・補助人（以下、「後見人」という。）が、その判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度の趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入された制度です。また、今後、認知症高齢者の増加やひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。

③今後の施策の目標等

ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めます。

(a) 利用者に寄り添った運用

○成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とします。

(b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進

○成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めます。

○認知症の症状が進行する高齢者等について、その時々判断能力の状況に応じ、補助・保佐・後見の各類型間の移行を適切に行う。このため、その時々心身の状況等に応じた見守り等、適切な権利擁護支援を強化します。

○任意後見や保佐・補助類型についての周知活動を強化するとともに、早期の段階からの制度利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等も強化します。

イ) 必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。

○成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携を進めます。

○今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を確保します。

(2) 成年後見制度の利用の促進に向けた施策

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

★ 地域連携ネットワークの三つの役割

左記目標を達成するため、以下の三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築する必要があります。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

- 地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

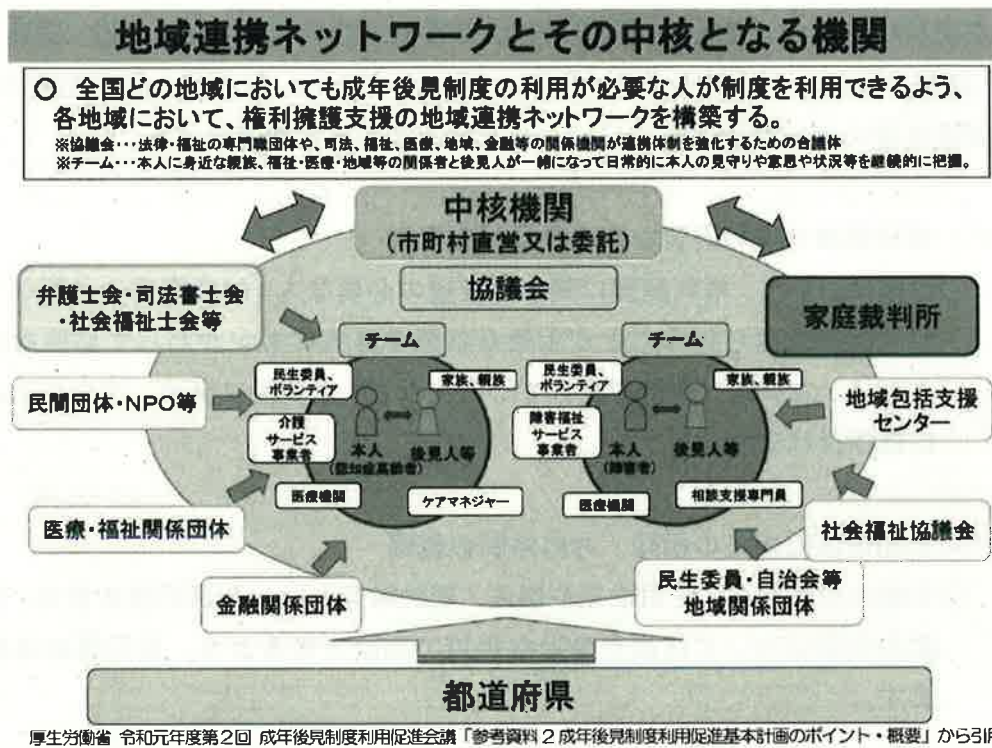
- 早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

- 成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

★地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。



ア) 本人を後見人等とともに支える「チーム」

○地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

○権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、成年後見・保佐・補助(以下、「後見等」という。)開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みにします。

イ) つくば市成年後見制度推進事業運営委員会及びつくば市成年後見制度利用支援会議(以下、「運営委員会及び支援会議」という。)

※上記イメージ図の「協議会」に相当

○後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

- 各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

★地域連携ネットワークの中心となる機関

上記の地域連携ネットワークを整備し、運営委員会及び支援会議を運営する中心となる機関を中核機関といい、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会が設置する「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付け、下記の役割を担います。

ア) 広報機能

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉、医療、地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げる事ができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。
- 地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部、茨城県社会福祉士会、つくば市役所、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、区会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が地域において活発に行なわれるよう配慮します。
- 広報活動を実施する際には、任意後見、保佐・補助類型を含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動とします。

イ) 相談機能

- 専門職団体や法テラス等の協力を得て成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。
- 以下のような関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行います。
 - ・権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部・茨城県社会福祉士会等の支援を得て、本人の意思を尊重しながら、権利を守る視点で、最も適切な類型選択ができるよう、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行います。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a) 受任者調整（マッチング）等の支援

○親族後見人候補者の支援

- ・後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。

○市民後見人候補者等の支援

- ・市民後見人が後見を行なうことがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行います。

○専門職後見人の受任者調整（マッチング）

- ・専門職後見がふさわしいケースは、専門職団体（茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部・茨城県社会福祉士会）と連携し、各会において円滑に人選を行えるよう連携を強化します。

(b) 担い手の育成・活動の促進

○市民後見人の研修・育成・活用

- ・市民後見人の育成については、これまでも行ってきているが、市民後見人の積極的な活用が可能となるよう取り組みます。
- ・さらに、市民後見人がより活用されるための取組として市民後見人養成講座の修了者については、法人後見を実施する社会福祉協議会における後見業務や見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねます。

(c) 成年後見制度を利用できる環境の整備

○成年後見制度利用支援

- ・つくば市は、成年後見制度が、様々な理由で利用できない人に対して、申立費用や成年後見等への報酬助成、必要に応じて市長申立を行います。

エ) 後見人支援機能

○親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについては、後見人と本人の親族や支援関係者等がチームとなって本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ります。

○本人の状況が、法律・福祉専門職による支援が必要な場合、各専門職団体や支援関係者がチームとなりケース会議開催等を通して、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が行われるよう支援します。

★不正防止機能

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足や知識不足から発生することが多いことから、地域連携ネットワークやチームでの支援体制整備により、親族後見人等が日常的に相談できる体制を整備し、不正の発生を未然に防ぎます。

②関係団体の役割

茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部・茨城県社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係者団体等は、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割が期待されます。

ア) 福祉関係者団体

○今後、成年後見制度において本人の意思決定支援・身上保護を重視した運用を進める上で、茨城県社会福祉士会など福祉関係団体は、以下のような役割が一層期待されます。

- ・ソーシャルワークの理念や技術などに基づく本人の意思決定の支援
- ・福祉に関する相談の一環として行われる成年後見制度の利用相談、制度や適切な関係機関の紹介
- ・日常的な見守りにおけるチームの支援や、後見の運用方針における専門的な助言等の活動

○社会福祉法人においては、地域における公益的な取組として、法人後見を実施するなど、成年後見制度の普及に向けた取組の実施が期待されます。

イ) 法律関係者団体

○今後も、複雑困難な後見等の事案や、財産管理が重視される事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等においては、法律関係団体の関与が必要不可欠であり、以下のような役割が期待されます。

- ・法的観点からの後見等ニーズの精査や成年後見制度の利用の必要性、類型該当性等を見極める場面での助言や指導、ケース会議等への参加
- ・多額の金銭等財産の授受や遺産分割協議等の高度な法的対応が必要となる案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
- ・親族後見人、市民後見人等の選任後において、知識不足や理解不足から生じる不正事案発生等を未然に防止するため、支援機能の一環として、後見人に対する指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与
- ・本人と後見人との利害が対立した場合の調整に加え、協議会等における専門的な指導、助言等の活動

(3) 成年後見制度利用促進基本計画の評価指標

本計画の進捗状況を把握し、必要に応じて、見直しや改善を行うため、以下の指標を設定します。

①利用者の把握と早期発見・早期支援の活動指標

区分		実績値	計画値		
年度		R 1 (2019)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
権利擁護相談延件数 (件)	全地域包括支援センター	503	550	580	600
	障害者地域支援室・ 障害者相談支援事業所	56	70	75	80
	つくば成年後見センター	206	250	270	290

②各種制度の利用促進に向けた活動指標

区分	実績値	計画値		
年度	R 1 (2019)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
日常生活自立支援事業延べ利用件数 (うち新規) (件)	27 (2)	40 (10)	50 (10)	60 (10)
成年後見制度利用者数(人)	171	190	200	210

※成年後見制度利用者数は、つくば市内で成年後見・保佐・補助・任意後見を利用している人数の合計である。

③講座や研修の活動指標 (集計は、参加者アンケートで実施)

区分	実績値	計画値		
年度	R 1 (2019)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
入門的内容の講座参加者が 制度利用に積極になった割合		50%以上	50%以上	50%以上
応用的内容の研修参加者が 他者に説明できる自信をつけた割合		50%以上	50%以上	50%以上

※入門的内容の講座とは、依頼による出前講座や成年後見センターが実施するテーマ別講座をいう。応用的内容の研修とは、市民向け・専門職向け研修会をいう。

④成年後見人等の業務支援の活動指標

区分	実績値	計画値		
年度	R 1 (2019)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
成年後見人等からの相談実人数(人)		5	7	10

⑤市民後見人(法人後見支援員)の活動状況の活動指標

区分	実績値	計画値		
年度	R 1 (2019)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
延べ活動回数(回)		30	40	50

⑥チーム会議への中核機関の参加の活動指標

区分	実績値	計画値		
年度	R 1 (2019)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
参加回数(回)		12	18	24

つくば市成年後見制度推進事業について

つくば市成年後見利用促進基本計画（令和3年～令和5年）

（「第6期つくば市障害福祉計画」及び「第8期つくば市高齢者福祉計画」に内包）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを促進します

つくば市

- ・ 成年後見制度利用促進に向けた体制整備
- ・ 成年後見制度等の総合相談業務（つくば市、障害者相談支援事業所、地域包括支援センターによる相談支援）
- ・ 市長申立ての手続きの実施（親族がいない場合、親族による申立てが見込めない場合）
- ・ つくば市成年後見利用支援事業の実施（費用負担が困難な対象者に対して、成年後見制度申立ての審判請求費用助成、後見人等に対する報酬助成金の支払いの支援）

・ つくば市成年後見制度推進事業(委託先：つくば市社協)

つくば市成年後見制度利用支援事業運営委員会（市運営年2回開催予定）

- ・ 推進事業の運営、評価及び監督に関すること
- ・ 推進事業の適正化及び企画調整に関すること

つくば市社会福祉協議会

つくば市成年後見センター

- 1 広報（普及啓発）業務
- 2 相談（利用支援）業務
- 3 受任者調整支援業務、後見人支援業務

成年後見制度利用支援会議（社協運営3か月に1度開催予定）

成年後見人等の受任者調整や親族後見人等を支援する会議

- 4 市民後見人養成及び支援業務
- 5 地域連携ネットワークの構築業務
- 6 法人後見受任業務

法人後見受任審査会（社協運営____開催）

社協が法人後見の受任の有無を判断する会議

- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ あんしん生活支援サービス事業

つくば市成年後見制度推進事業実施要項

(主旨)

第1条 この要項は、老人福祉法第32条の2、介護保険法第115条の45の3、障害者総合支援法第77条、知的障害者福祉法第28条の2、精神保健福祉法第51条の11の3及び成年後見制度利用促進法第5条に基づき、成年後見制度の推進を図ることを旨とした「つくば市成年後見制度推進事業」（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、つくば市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の一部又は全部を、事業の実施体制が整っている社会福祉法人等に委託することが出来る。

2 前項の規定により社会福祉法人等への委託に関し必要な事項は、別に定める。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方及び左記の方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）として現に活動している又はしようとする方とする。

(事業内容)

第4条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる中核機関業務

- ア 成年後見制度の広報（普及啓発）業務
- イ 成年後見制度の相談（利用支援）業務
- ウ 成年後見人等の受任者調整支援業務
- エ 市民後見人養成及び支援業務
- オ 後見人支援業務
- カ 地域連携ネットワークの構築業務

(2) 次に掲げる法人後見業務

ア 法人後見受任業務

イ 後見監督人受任業務

(3) その他、成年後見制度利用促進に関する業務

(事業管理体制)

第5条 この事業の管理運営にあたり、当事者団体、司法関係者、医療関係者、学識経験者、金融関係者等で構成する「つくば市成年後見制度推進事業運営委員会」(以下、委員会)を置く。

2 委員会は事業の運営評価を行うとともに、市に対して成年後見制度の推進に関する助言等行う。

3 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課障害者地域支援室及び地域包括支援課において行う。

(遵守事項)

第6条 第2条に規定する委託を受けた社会福祉法人等(以下、委託法人等)は、事業の実施にあたり、職員を1名以上配置しなければならない。ただし、事業の実施に支障がない範囲で社会福祉法人等の関係業務に従事することができる。

2 委託法人等は、事業に従事する職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 委託法人等は、事業の実施に係る記録を整備し、当該各業務等を行った日の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

4 委託法人等は、正当な理由なく業務上知り得た対象者に関する情報を漏らしてはならない。また、第4条に掲げる業務以外には使用しないものとする。

(補則)

第7条 この要項に定めのない事項については、別につくば市長が定める。

附 則

この要項は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日決裁）

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 この要項は、つくば市成年後見制度推進事業（以下「推進事業」という。）の公正中立性の確保並びに適切かつ円滑な運営を図るため、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進事業の運営、評価及び監督に関する事項
- (2) 推進事業の適正化及び企画調整に関する事項
- (3) その他推進事業の実施に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は次に掲げる者のうちから市長が任用し、又は任命する。

- (1) 学識関係者
- (2) 法律関係者
- (3) 医療保健関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) その他市長が認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における新たな委員の任期は前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、初回の会議は市長が招集するものとする。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(映像等の送受信による通話の方法による懇談会)

第7条 市長は、委員の全部又は一部について、懇談会を開催する場所に参集することが困難であると認めるときは、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「映像等の送受信による通話の方法」という。）により、懇談会を開催することができる。ただし、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例(平成29年つくば市条例第35号)第4条の規定により、懇談会の全部又は一部を非公開とする場合は、この限りでない。

- 2 市長は、映像等の送受信による通話の方法により懇談会を開催する場合には、懇談会を開催する場所に参集する委員を除き、当該懇談会に参加する場所として相当と認める場所を、委員ごとに指定するものとする。
- 3 委員が映像等の送受信による通話の方法により懇談会に参加したときは、当該委員は、懇談会へ出席したものとみなす。
- 4 映像等の送受信による通話の方法による懇談会への参加に伴い生じる通信費その他の費用は、各委員の負担とする。

(書面等による会議開催の特例)

第8条 会議の招集が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

- 2 前項に規定する書面による意見聴取を行った委員は、当該会議の出席委員とする。

(意見の聴取等)

第9条 委員会は、その審議事項について必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 委員会の委員は職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様する。

- 2 前項の規定は、前条に規定する委員以外の者について準用する。

(情報の公開・管理)

第11条 個人情報の保護とともに、事業の透明性を確保する観点から、委員会及び審査に関わる資料は非公開とする。

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要項

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課障害者地域支援室及び地域包括支援課において処理する。

(その他)

第13条 この要項に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日決裁）

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月17日決裁）

この要項は、令和3年6月1日から施行する。



つくば市社協キャラクター
♥つくちゃん♥

社協通信

つくば

2022 5月号 No.111

茎崎圏域版



発行 | 社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

〒300-3257 つくば市筑穂1丁目10番地4 TEL:029-879-5500 / FAX:029-879-5501

つくば市社協

検索

THE ORGAN OF TSUKUBA CITY COUNCIL OF SOCIAL WELFARE

最近よく耳にするけど **成年後見制度** って何だろう？

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らせるように、権利や財産を守り、ご本人の意思を尊重した生活ができるよう支援するための制度です。



制度には2つの種類があります



①法定後見制度

すでに判断能力が十分でない人を保護、支援する制度です。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。ご本人の判断能力によって「後見」「後佐」「補助」の3つの類型があります。

②任意後見制度

現在、判断能力がある人が、将来、判断能力が低下した場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。

いずれの制度にも後見人（成年後見人等、任意後見人）が選任されます

後見人の役割

財産管理

預貯金通帳・印鑑の管理、収支の管理、不動産の管理・処分、遺産分割など



身上保護

日常生活の見守り、福祉施設の入退所契約の締結、介護保険制度や障害者総合支援法のサービス利用契約など



つくば成年後見センターまで お気軽にお問い合わせください！

つくば市における包括的な権利擁護推進拠点として、以下の事業を柱として活動しています（利用するには要件があります）。

- 成年後見制度推進事業
- 日常生活自立支援事業
- あんしん生活支援サービス

TEL 029-879-5511



日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをして、地域で生き生きと安心して暮らせるようにサポートします。

- ①福祉サービスの利用手続きなどの援助【基本】
- ②日常的な金銭管理【オプション】
- ③書類等（通帳、実印、権利証等）の預かりサービス【オプション】

あんしん生活支援サービス

元気なうちに、認知症等のため判断能力が低下して生活に支障が生じた場合に備え、定期訪問や個別サービスを行う「見守り契約、財産管理契約」と、亡くなった後のご本人の希望を実現する「死後事務委任契約」を、判断能力が低下した時に支援する「任意後見契約」とパッケージで提供します。

会 議 録

会議名称		令和4年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会		
開催日時		令和5年(2023年)1月27日 開会 14:00 閉会 15:30		
開催場所		つくば市消防庁舎3階多目的ホール・オンライン(ZOOMミーティング)		
事務局(担当課)		障害者地域支援室、地域包括支援課		
出席者	委員	椎名清和、山田昌典、小川直宏、佐久間弘一、萩原直木、大脇富士子(宮原節子代理)、後藤真紀、塚本武志、原口朋子、田邊佐貴子、森本匡博、長卓良		
	その他	水戸家庭裁判所土浦支部 主任書記官 武井徳勝		
	事務局	障害福祉課 : 岡田課長 障害者地域支援室 : 福田室長、片桐主任 地域包括支援課 : 会田課長、藤田係長、竹林主任 つくば市社会福祉協議会(つくば成年後見センター) : 河原井所長		
欠席委員		宮原節子		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		会議次第のとおり		
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 報告事項 (1) 令和4年度事業報告(令和4年4月から12月まで) (2) 令和5年度事業計画案 4 協議事項 (1) 第二期つくば市成年後見制度推進事業基本計画の策定について 5 その他 6 閉会			

○事務局（福田室長）

定刻となりましたので、「令和4年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会」を開会いたします。本日は、お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。それでは、会議次第に従いまして進めてまいります。始めに障害福祉課長の岡田より、本会議開催に当たりご挨拶を申し上げます。

○岡田課長

《あいさつ》

ただ今紹介がありました、障害福祉課長の岡田と申します。どうぞよろしくお願いたします。令和4年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。皆様におかれましては、日頃より、市政全般にご協力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。これまでの本委員会におきまして、皆様よりいただきましたご意見を基につくば成年後見センターと連携しながら、つくば市成年後見制度推進事業を実施してまいりました。次年度は、つくば市成年後見制度利用促進基本計画の第二期計画策定に向けた準備を進めていく予定としております。本日は、本年度の事業報告、来年度の事業計画案についてご説明を差し上げるほか、現在のつくば市成年後見制度利用促進基本計画における取組と課題を共有するとともに、皆様より忌憚のないご意見、ご助言をいただき、今後の第二期計画策定案の検討などに取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（福田室長）

《出席委員及びオブザーバー紹介》

ありがとうございました。本日は、委員11名にご出席いただいておりますのと、認知症の人と家族の会茨城県支部から宮原委員の代理で大脇様にご出席いただいております。また、本日はオブザーバーとして、前回に続きまして、水戸家庭裁判所土浦支部主任書記官の武井徳勝様にもご参加いただいております。武井様、よろしくお願いたします。それでは続きまして、椎名委員長よりご挨拶をお願いたします。

○椎名委員長

《委員長あいさつ》

よろしくお願いします。椎名です。この委員会の任期も今度の3月で終わりとなりますが、ぜひ皆様から多くのご意見の方をいただきたいと思いますのと、成年後見制度の利活用のところを進めていきたいと思っております。本日も限られた時間でございますが、活発なご議論のほどよろしくお願いいたします。

○事務局（福田室長）

《事務局紹介》

ありがとうございました。続きまして、本日出席しているつくば市の職員をいたします。

（※ 以下事務局含むつくば市職員、社会福祉協議会職員を紹介）

○事務局（福田室長）

《委員会に関する説明》

それでは、議事に入る前に、事前に配布した資料につきましては、お手元の配布資料一覧をご覧ください。全部で10部の資料があるほか、当日追加資料が一部ございます。ZOOMで参加されている方につきましては、お問い合わせ等ございましたらチャット機能か事務連絡に記載されている緊急連絡先までお知らせください。それではつくば市成年後見制度推進事業運営委員会の設置要項第5条第2項におきまして、委員長は委員会を代表して会議を総理するとなっておりますので、これ以降の進行を椎名委員長にお願いしたいと思います。椎名委員長よろしくお願ひいたします。

○椎名委員長

《公開についての説明及び新任委員の紹介》

それではよろしくお願いします。議事に入る前に、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とするつくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第3条により、本委員会は公開会議といたします。また、1名の委員が交代となりましたのでご紹介いたします。つくば市民生委員児童委員連絡協議会の田邊委員です。お手数ですが、自己紹介をお願いできますでしょうか。

○田邊委員

《自己紹介》

どうもはじめまして、民生委員の田邊と申します。前任の方が11月で退任されたので、後任ということで今回から初めて参加させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○椎名委員長

《次第3 報告事項》

ありがとうございました。それでは次第に沿って議事を進めてまいります。報告事項の令和4年度事業報告、令和5年度事業計画案について事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤田係長）

《報告事項 令和4年度事業報告、令和5年度事業計画案》

それでは皆様、配布資料をご準備ください。資料を事前に配布しましたこと、この後の協議事項でも内容が重複いたしますので、補足事項を中心に説明いたします。令和4年度事業報告（令和4年4月から12月まで）内のつくば市成年後見制度利用支援事業実施の実績について、後見人等への報酬助成金の申請を準備中としておりましたが、その後の手続きで支給対象外となりましたので、0件となります。続きまして、事業成果です。今年度、市内の地域包括支援センターにセンターが後見申立の事例に関与したことがあるか、対応に困難と感ずることについてアンケート調査を実施いたしました。市内の地域包括支援センター6か所のうち4か所から後見申立に関与した事例があると回答を得ました。そのほか、市長申立ての手続きの流れや委託センターの役割、申立て対象者や報酬助成対象所の条件等について共通理解がなされておられませんでしたので、改めて事業実施要綱や後見支援事業の実績について共有しております。また、アンケートの中で意思決定が困難な状況において後見制度につなげる難しさ、成年後見センターにどの段階で相談すれば良いのかなど実務の課題提示もございました。また課題として、現状は支援が必要な対象者に対して、対象者の意思や状況を継続的に把握し、意思決定の支援を行い必要な制度やサービスにつなげる仕組みを広げていく必要があることにつきましては、市としましては、対象者に接する機会が多い障

害者地域支援事業所、地域包括支援センター等の介護保険事業所職員に対して、意思決定支援について実務に活かせるよう取組を継続的に実施してまいります。

続きまして、令和5年度事業計画案について申し上げます。成年後見制度利用促進に向けた体制整備におきましては、第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定を重点的に実施してまいります。このあとの協議事項、第一期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の取組・課題について委員の皆様からのご助言、関係機関の現状等を踏まえ、第二期基本計画策定に向けた取組を進めてまいります。また、引き続き、社会福祉協議会（つくば成年後見センター）との毎月の定例会においても対応向上に向けた取組を共に行ってまいります。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井所長）

令和4年度事業報告（令和4年4月から12月まで）について説明をいたします。総評について、つくば成年後見センターを設置して中核機関業務、法人後見業務の2点を受託している点が特徴です。中核機関業務については、チラシ配布、オンライン講座、WEB動画等様々な媒体を活用した情報発信を行っているほか、成年後見制度の相談業務について今年度現在までに991件受けており、前年度と比較して大幅に増加しております。今後も人口動態や年齢構成も相まって、長期的な増加が見込まれますので、相談体制のあり方について市と協議してまいりたいと思います。法人後見受任件数につきましては、いずれも法定後見で、延べ9件、1件が終了となっております。身上保護活動について、月1回実施している本人との面談では、コロナ禍におきましても対面のほかにウェブ面談やガラス越しでの面会など工夫しながら対応しております。また、任意後見について本会の独自事業のあんしん生活支援サービスを含め県内外の市町村及び市町村社会福祉協議会から問合せをいただいております。本事業について説明をいたしました。今後も要請に応じて積極的に取組をPRしてまいります。事業報告については以上です。

それから、令和5年度事業計画について、基本的な事業構成の変更は予定しておりません。次年度は、当期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の評価目標を見据えていくとともに、国の第二期基本計画における担い手確保としての法人後見の更なる重要性、そして、市民参加が求められていることも十分承知しております。引き続き、責任ある社会福祉法人として情報収集と事業提案を継続してま

います。

○椎名委員長

《報告事項の質疑応答》

はい、ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○森本委員

つくば成年後見センターの事業報告の総評で、相談件数 991 件と大きく伸びているということでしたが、内訳で地域包括支援センターが何件あったのか、以前、令和 2 年から令和 3 年にかけて地域包括支援センターへの相談件数は減っているという報告があったと思いますが、それについて今年度はどうかお聞きしたいです。

○事務局（藤田係長）

地域包括支援センターの相談件数について、市の事業報告の成年後見制度利用の総合相談業務として、地域包括支援課（※ 1 各地域包括支援センター 6 か所含む）、障害者地域支援室（※ 2 委託事業所 4 か所含む）が対応したそれぞれの相談件数を掲載しています。こちらとしては、地域包括支援センターの相談件数が減っているというよりは、それぞれの圏域で各センターが権利擁護の相談を受けていると評価しております。つくば成年後見センターに相談に入ることが多いですが、地域包括支援センターや障害者地域支援室では、生活に関することやその困り事の相談の延長として、成年後見制度や判断能力が不十分になった際のお困り事についてつくば成年後見センターに繋いでいく役割を市が担っていると理解しております。

（※ 1 延べ 394 件 ※ 2 延べ 60 件）

○椎名委員長

そのほか委員の皆様いかがでしょうか。はい、小川委員お願いいたします。

○小川委員

成年後見センターに質問ですが、事業報告で法人後見の受任者数の延べ件数が9件受任中で、任意後見契約が合計2件受けられているので計11件受任中ということと思いますが、それを現在の支援員と職員で対応されているということですが、こちらに余裕がある状況かどうか、また、次年度の計画で法人後見や任意後見の受任件数を増やす予定があるのかお伺いしたいと思います。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井所長）

ご質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、成年後見制度の利用者としては全体で11件でございます。任意後見はまだ監督人はついておりませんので、契約の段階ということでご理解いただけるかと思いますが、この先支援者の活動も含めてどの程度余裕があるのかという現状でして、何とかやり繰りして事業を実施していきたいというところです。

それから、現在の体制で何件ぐらいまで受けられるかというご質問につきましては、特に事務局として目標件数などは定めておらず、市と相談しながら可能な限り対応していきたいとお伝えするのが現状精一杯でございます。よろしく願います。

○小川委員

ありがとうございます。続いてよろしいですか？来年度は職員の数が増えないと思いますが、支援員を新たに養成するということは考えてらっしゃいますか。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井所長）

はい、現在17名の支援員が登録しておりますが、実働は約半分でございます。被後見人とのマッチングによって半分という形ですが、その被後見人が増えていけば、対応できる方もいるかもしれないですね。空いている方々に入っていただく余地が少しずつ広がったかなと思っております。ただ、被後見人さんとの相性等もございますので、正直なところ1月の受任審査会で1件、この2月の受任審査会で予定は2件ございまして、4年度中にはあと3件増える見込みということもありまして、右肩上がりとなっておりますが、被後見人と支援員のマッチングのところも踏まえまして、支援員と協働して対応していければと考えております。

ただ、いずれにおきましても被後見人が倍増となりますと、現状中々困難な状況でございます。

○椎名委員長

ありがとうございました。そのほかの委員の皆様いかがでしょうか。私からもよろしいでしょうか。市の事業報告で後見人等への報酬助成金の申請件数について先ほど修正がありましたが、対象外となった理由を簡単によろしいですか。

○事務局（藤田係長）

後見人等への報酬助成金実施要綱におきまして、対象が、生活保護の方、中国残留孤児の法律に関わる方、あとは報酬を支払うと要保護者となる三つの要件がございます。今回は、報酬を支払うと要保護者になるという内容で申請がありましたが、ご本人の月々の生活費と報酬を合算すると要保護者の該当となりましたが、申請時点で通帳の預金額が基準を上回っていたため申請要件と一致せず、今回は支給対象外となりました。

○椎名委員長

ありがとうございます。その他の委員の皆様いかがでしょうか。それでは特にないようですので、協議事項に移ります。協議事項の1、第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（片桐主任）

《協議事項 第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定について》

つくば市成年後見制度利用促進基本計画における取組と課題について、また、それを踏まえた第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けた説明をいたします。こちらの資料は、現在の基本計画の策定内容に対して市とつくば市成年後見センターの取組とその中で見えてきた課題について記載しておりますが、時間の関係もございますので、今回は一部取り上げる形といたします。

基本計画において成年後見制度は、ノーマライゼーションと自己決定の尊重という理念の基に、認知症、知的、精神障害の方で判断能力等が不十分な方に対して生命・財産等を擁護できるために、成年後見制度が誰もが利用しやすいものと

していくと位置づけられています。施策の目標として、利用者に寄り添った運用、保佐・補助・任意後見の促進、地域連携ネットワークの構築がございしますが、当事業の実施にあたり大事にしていきたいことの一つとして、利用者のニーズに沿った運用がございします。

成年後見制度がご本人の権利を擁護するための制度である一方、後見申立て後の諸々の変更が条件的に困難であること等を踏まえると、本人の判断能力的に申立てが必要とされても、制度のメリット・デメリット等を伝える等して可能な限りご本人に意向確認を行いながら、手続きを進めていくことが大切と感じています。これは市長申立てに限らず成年後見制度の一般的な相談対応にも言えることなのかと思います。なぜそれが課題に感じたかは、成年後見制度が必要と考える本人の関係者と事業担当との間で、いかに権利擁護について共通認識を持って話を進めていく難しさを感じた場面が障害者地域支援室、地域包括支援課それぞれの相談対応の場面であったことを受けて、意思決定支援の取組について第二期計画策定に向けた皆様の考え方のすり合わせが必要と感じました。

また、保佐・補助・任意後見促進の課題として、適切な利用につなげられるように、引き続き周知啓発先を具体的にどこに定めていくかを考える必要があると感じております。一般市民の方で成年後見制度をよく知っている方はあまりいないのではと考えられまして、どちらかという、例えば、家族に認知症の方がいて、かかりつけの医療機関に通う中でソーシャルワーカー等の専門職から制度の案内がされたりするという場面だと情報をキャッチしやすいのかなと推測しています。それを踏まえて、例えば、医療機関に重点的にチラシを置く等考えられると思いますが、保佐・補助・任意後見促進に限らず、適切な制度利用に結び付けられるようにどのように対象を定めていくか引き続き考えてまいりたいと思います。

また、地域連携ネットワークについて、中核機関のほか様々な機関が関わってくるのではと思います。中核機関の役割の一つに権利擁護支援が必要な人の発見とありますが、どのような生活課題があるか等本人の生活をベースにした支援につなげていくことが必要な考え方になると思います。生活場面で見守りをしている方等に、いかにして制度の趣旨をよりご理解いただき権利擁護支援に携わっていただけるかということについて考えていく必要があると感じております。

次に関係団体との連携について、前回の委員会においてご意見があったと思い

ますが、第二期計画策定時に現在の福祉と法律関係者団体に運営員会にもご協力いただいていることを踏まえて、金融機関団体の追加についても検討してまいりたいと思います。

第二期計画策定に向けた簡単なスケジュールとしては、例えば、各専門職団体にアンケート調査等で課題の抽出や把握をしまして、その課題に対する取組を協議し、来年度の委員会において皆様に具体案を提示できるように今後第二期計画案について検討してまいりたいと考えております。

最後に障害者プランにおけるアンケートの速報値について、回答数に差はありますが、前回実施の結果と併せてご覧ください。

○椎名委員長

《協議事項 質疑応答》

ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等ありましたら、お願いいたします。

○原口委員

私は障害者の方の相談支援専門員をやらせていただいております、やはり、前から言われていると思いますが、親亡き後のことというのを皆様かなり高い興味をお持ちでして。そのこととお話をさせていただく際に成年後見の話にも触れることがありますが、やはり細かい内容までは私が説明することは難しいので、例えば、土曜日の家族会で成年後見制度についてお話いただけるとありがたいなと思っているのですが、土曜日にそのようにご対応いただけるのかについてはいかがでしょうか。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井所長）

成年後見センターとしては、ご依頼があればお伺いできるように考えてまいりますので、ぜひご相談いただければと思っております。例えば、市の出前講座としても行ってまいりますので、その際は（障害者地域支援室の）福田さんに相談いただければと思っております。

○椎名委員長

そのほか委員の皆様いかがでしょうか。こちらから少し、追加資料の障害者プランのアンケートということですが、高齢者の方で類似の調査は行っていますか？

○事務局（藤田係長）

高齢者福祉計画でも成年後見制度の質問についてアンケートは行っていますが、まだ集計段階のため速報値などは出せない状況です。

○椎名委員長

ありがとうございます。このあたり少し見ていくと、国の現状と同じような形で、高齢の方が少し（関心が）高く、障害の方はもう少し周知啓発に努める必要があるといったところでしょうか。そのほか委員の皆さまいかがでしょうか。新年度になってから新しく第二期計画の策定に関して動いていくということですので、何かご意見等お持ちの方いらっしゃいましたらこの場でご提示いただけますと計画策定の参考になるかと思えます。いかがでしょうか。

○萩原委員

とよさと病院の萩原ですけども、先ほど利用者がメリットを感じられるところですかね、周知啓発先として医療機関みたいなところの話がありましたけれども、具体的にはどんな感じで我々はそういうものに協力できるのかなと。ただパンフレットを置いているだけだと中々目に触れる機会もないし、あまりこう積極的に話をする機会も現実の場面では中々そんなにないかもしれないですけど、どんな形がいいのかちょっと何か示唆をいただければと思います。

○事務局（藤田係長）

実際に今お話を伺ったところで言いますと、成年後見が生活の中にまだまだ馴染みがない制度でございますので、かかりつけ医の先生がいる医療機関の待合のところにチラシを置かせていただく等して、目に触れる機会をまず増やしていけないかということの一つ考えています。また、やはり、いきなり成年後見制度を使おうという市民の方はまだまだ多くはないのではということも考えておりま

して、実際に医療や介護を利用している対象者の方と関わる支援関係者の方、ケアマネさんや訪問看護ステーション、あとは医師会の先生方にもですが、その専門職の方達に我々が行っている活動を効果的に周知することが必要になると思いますので、民生委員やケアマネなどそれぞれの専門職に応じた周知啓発ができればと考えています。

○萩原委員

ありがとうございます。ということは何かの機会に、例えば成年後見制度の話が出た時に今まで通りというかですね、詳しいことについてはそれぞれの相談窓口にと案内できるようなところまで、各部署の職員が、本人が制度を利用する対象になりそうだと思った時に、それぞれお話ができるように職員への案内をしておくとか、そういうことが医療機関では協力できることなのかなと今聞いて思いましたが、そんな感じでしょうか。

○事務局（藤田係長）

ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井所長）

ご質問ありがとうございます。相談支援現場の方の考えとしてお話ししますと、まず委員の皆様、そして関係機関の皆様にご協力いただきたいのは、まず一つ、チラシの配布もそうですが、自身の機関を利用されている方に対してご案内を窓口等で進めていただけると大変ありがたいと思います。例えば、市内の金融機関、有人窓口、それから社協通信等の広報誌を出していただいております、その金融機関からご案内をいただいてチラシや広報誌を持って相談に来た方が多くて、そうした地道なつながりが非常に大事とっておりますので、ぜひご協力お願いできればと思います。特に医療機関の皆様には、相談を繋いでいただく機会も非常に高いものがございますので、それぞれ相談支援されている方が、成年後見制度の特性をご理解いただいているということが非常に大事かなとっております。今後もそのような連携ができればと考えております。

○椎名委員長

課題のところなので、第二期計画にこのような成功事例の調査等を色々組み込んでいただきたいと思います。関係機関で金融機関の話が出てきましたが、やはり今後考えていくなら不動産関係の方もどうかとか。一人暮らしの認知症の方が不動産管理等までできないというお話も聞くことがありますので、実はそのようなところから色々つながっていくことがあると思います。あと、医療も同じですね。医療への関心があまり高くない方にもどうアプローチしていくのか模索することも課題になってくると思いますね。必要性が高くなった方達は自ら調べると思うが、まだ高くない方がいる中でニーズの掘り起こしがうまくできると良いのかなと思います。そのほかの委員の皆様いかがでしょうか。

○小川委員

相談対応体制の整備とありますが、若干お願いのようなものがありまして。我々司法書士会リーガルサポートでは、毎年10月に社会福祉士会さん、税理士会さんとの共催で成年後見相談会を開催しておりまして、コロナの年は直接面談での相談はしていなかったのですが、昨年10月に面談形式での相談会を大穂のボランティアセンターをお借りして開催しました。反響が非常に多く、5時間の中で10名のお客様がいらっしゃって、本来はできれば市役所本庁舎の2階とか広めの会議室をお借りできればもっと相談したい方がいらっしゃるのではとも思っていますが、なかなかお借りできる機会がないので、ぜひこの計画の中で市民の方に相談ができる場を広げていけるようなことを取り入れていただきたいと思います。

○事務局（藤田係長）

ご意見、質問ありがとうございます。利用上どうしても会議室が使えない時期等はございますので、適切な実施について司法書士会と相談して対応できる場所かと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○椎名委員長

庁舎に限らず、市内の大きな、例えば閉店したショッピングセンターも使っていたわけなので、多くの人達が来るようなところでやって、ちょっとついでに相

談できるような感じのところがあってもいいかなと思いますが、専門職団体だと会場が取りにくい場合に行政が支援していただけるとやりやすくなるかなという気はします。はい、大脇様お願いします。

○大脇代理

今日は宮原代表の代わりに来ていますが、以前つくば市で介護者の集いを市役所の会議室で毎月行ってはいたのですよね。少し残念なことに今は牛久の方に移動となりまして。こちらで、地方に住んでいる家族のために最終的には成年後見制度を利用したという方の話が実際あったのですよね。やっぱり実際に経験なされた方のお話は一番大事かなと私どもも思っております。利用するタイミングとかそういうこともありますけれども、実際利用している方の集いの中でのお話が一番大事ということを身近に受け止めているのですよね。色々な方に総会で講演していただいてもいますが、つくば市の方でチラシとかあればぜひいただいて帰りたいなと思っております。

それともう一つ、私は民生委員をやって11年になりますが、牛久市とつくば市では違うかもしれませんが、ある時から牛久市は一人住まいの方を調べないでくださいと言われてまして。1年に1度名簿をいただいて、初めて名簿に載った方に訪問しますが、以前は高齢者の一人暮らしの調査があったのですよね。それがいつからか、そのような調査をやめてくださいと言われてまして。つい最近も電話相談で、コロナで両親を亡くしてしまって、自分一人で家庭を持っていないし一人でこれから先どうしていけばいいのかという相談を受けましたが、その時は地域包括支援センターへの相談を案内いたしました。

○椎名委員長

はい、ありがとうございます。チラシはぜひお渡してください。民生委員さんの方で、関わり方とかもしわかる方がいればお願いします。

○田邊委員

はい、つくば市の民生委員地域の担当地域の方が訪問してご様子を伺うということを毎年しております。それで私自身がそういう調査の時に、一人暮らしや高齢者の方を回って、今までそういう成年後見制度が必要な方にはお会いしており

ませんが、相談を受けて機関につなぐのが私ども民生委員の役割なので、研修の中で成年後見制度を学ぶ機会もありますし、相談を受けた時には、私自身経験がないので、今後そういう相談を受けましたら、自分が受けたり他の委員さんから受けたということと言われた時に、まずどこにつなぐんだろうと考えましたら、認知症とかでケアマネさんが常に利用されている方であればそちらからつないでいただくのかなって思ったのですが、そうでない方でまだお元気で介護保険が使われてない場合には、成年後見センターでよろしいでしょうか？

○事務局（つくば成年後見センター 河原井所長）

ぜひご相談いただければと思います。よろしく願いいたします。

○椎名委員長

地域包括支援センターのケアマネや障害者の相談支援員等で様々なところからつくば成年後見センターに情報が入っている状況ですね。あと牛久市の一人暮らしの方の調査については、なかなかちょっと踏み込み過ぎたかなという気はしますよね。あまり根掘り葉掘り聞くというより、つかず離れず距離感の調整が取れるかどうか大事なところだと思います。こちらが先走って深追いすると、もう嫌という反応に繋がりがねないところもありますので。

各ご所属の団体の現状や動向に関して、ご意見を伺いしておりますが皆様いかがでしょうか。所属団体の現状や情報、意見を共有できればいいのかなと思います。当期基本計画の取組・課題の中に法律団体が抱える課題と課題解消に向けた取組の把握をしていく旨の記載がありますので、現在の弁護士会ではいかがでしょうか？

○山田委員

はい。東京弁護士会等では団体を作り研修活動等を活発に行っていて、その認定を受けた者が後見を受けるという仕組みがかなり前から確立しておりますが、茨城県弁護士会ではそういう状況にはなっておりません。個別に研修を受けたい人が受けるという形になっている中で、後見の無報酬案件を弁護士会の若手が引き受けて、バーターでそれなりに報酬が見込める案件を受けるというような形で回しているのが実態でして、本当は全体としてのボトムアップを図って、

手数はかかるが報酬が少ないという案件をどうしていくかということについて今後どのように考えていくかというのが大切だと思います。

○椎名委員長

はい、ありがとうございます。同じく小川委員いかがでしょうか？

○小川委員

我々も山田委員のお話と同様に東京のような形としております。県内に司法書士が約 330 名いて、一定の研修を受けた者がリーガルサポートという公益社団法人に入りまして活動しております。人数は大体 100 人ぐらいですが、後見人等を受託して活動しております、多い方では 10 件から 20 件程一人で抱えている状況です。やはり、受け皿としては結構厳しい状態で、そのほかにも各自治体や各団体から成年後見に関する講師依頼を受けておりまして、同じ方が何回も対応しているような状況です。ここもちょっとお恥ずかしいお話ですが、成年後見制度が結構長い期間施行されていますが、我々の団体でも問題が一つ生じておりまして。実はその一人は何件も抱えているという状態が散見していて、実際、中には後見人等ご自身が高齢になったとか、あとは病気が原因ですべてこの業務を続けることが難しいというような事態が最近生じています。そうすると家庭裁判所の推薦依頼に基づいて法人として推薦しておりますので、後任に引き継ぐ場合もきちんと職務が遂行できる能力が担保される方じゃないといけないということで、我々のリーガルサポートの中からその後任者を探してはいますが、なかなか死活問題で余裕がない状況でして。今後も新しい会員を増やしながらできるだけ受け皿を広くしていけるように試みますが、なかなか限界がありますので、やはり法人後見と行政の力に頼る部分がこれから増えてくるのではないかなと思います。

○椎名委員長

はい、ありがとうございます。社会福祉士会も基本的に同じような動向で、手一杯、マンパワー不足のところがあります。担い手の確保に関しても当期基本計画の取組・課題の中に記載がありますが、そこを少し重点的に、これまでの後見のあり方から今後どうレベルアップを図っていくかということを考えなければいけないのかもしれない。どうしても後見人が個人で請負うと 20 件とか

どんどん増えてきていて、本業との調整が困難になってしまいますので。何とか組織で受けられるように法人後見のお話も出てはいますが、例えばつくば市内だと社協以外でも担えるような組織を作るとか、複数後見としてスポットで法律関係の人が必要な時だけ少しサポートしてくれる体制があると福祉職の方が受けやすいところが出てきます。個人、個人の受け方で見てくのも必要かなと思います。そのほかの団体の方で、後藤委員さん何かございますか？

○後藤委員

当会では、障害のあるお子さんを持つお母さんが多いのですが、そろそろ子どもが成人になって、成人の年齢も引き下げられたので、気づいたら親権なくなっているということがあったりして、親御さんが任意後見をしたいっていう声が多くなってきています。その辺を今後会としても勉強させていただきたいと思っています。増えるのではないかと思います。

○椎名委員長

ありがとうございます。塚本委員いかがですか？

○塚本委員

また次回発言しますので、今回はいいです。

○椎名委員長

他の委員の皆様いかがでしょうか。はい、山田委員さんお願いします。

○山田委員

弁護士会ですが、後見を受ける意思がある方が弁護士会の方に意思表示をしております。そのような方達が一体何件まで受けられるのか、そうすると弁護士会としては何件キャパがあるのかという集計まではあまりできていないと思っております。そういう意味で弁護士会の受入れキャパシティがどの程度あるのかということを本来的にはちゃんと確認する必要があって、弁護士には法律的に難しい案件の依頼が来るので、逆にそれほど法律的に困難でない案件や法律的な課題が解決したらスポットで親族等に後見人等を戻していくというような活用もあ

るのではと思いました。選任については家庭裁判所が考えることではあるとは思いますが、いずれにせよ弁護士会として、受入れのキャパシティがあとどの程度あって、どの程度大丈夫です、というようなことを示す必要があるのではと思いました。以上です。

○長委員

すいません、前回も山田委員からお話があったかもしれませんが、無料報酬に関するアンケートを実施したということお伺いしましたが、その集計結果がまだまとまって集計されていないということでしょうか？

○山田委員

はい、それではなくて、一人当たり何件受けることができ、今何件受けているから空きが何件あるという集計がまだあまりちゃんとできてないということですね。つまり、手を挙げている人の総合計は出ていますが、その人達があと何件程キャパシティがありますよということです。例えば、一人5件程度まで受けられますよ、それで5件のうち今2件を受けています。そうすると3件キャパシティがあります、というようなことの集計がおそらくあまりちゃんとできていない。ただ、それは難しいところもあって、その主観的な数字なので、人によって5件と回答されるとして、頑張れば8件程いくかもしれないし、人によって10件程かもしれないけど、本当はこの人10件受けるのは難しいんじゃないかという人もいるかもしれない。数字の精度の問題はあるとは思いますが、一回きちんと集計結果を出して、どの程度空いていますというようなことは行う必要があるのではと思っています。

○椎名委員長

はい、ありがとうございました。その辺のところ事務局でも少し把握して、次の計画の中に活かしていただければ。今後入れ込めるといいのですかね。標準的な時間、こういう業務が想定されており、大体この程度の時間や手間がかかるというものをうまく作っていくと受任調整会議あたりで、このぐらいの負担であればできそうとかという意見が出てくるのかなど。ちょっと数値化が中々難しいところではありますが、実績を積み上げていって標準的な数値がいくつか見えるか

もしれません。

ほかにありますか。無いようでしたら、以上で予定しておりました協議事項を終了といたします。その他、委員の皆様、事務局から何かございますか。

○事務局（福田室長）

2点事務連絡でございます。1点目、現在の委員の皆様の任期は今年度末までとなっております。現在皆様が所属されている団体の長宛という形で次期委員会の委員の推薦の依頼をさせていただいております。当初お送りしました通知等の記載内容に一部記載の誤りがございましたので、先日訂正したものを再送させていただいております。大変ご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。次の任期は令和5年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。次期委員が決まり次第、事務連絡をいたします。

2点目ですが、令和5年度第1回目のつくば市成年後見制度推進事業運営委員会の開催日につきましては、6月ないし7月頃を予定しております。つきましては椎名委員長と相談しながら調整させていただき、日程や開催方法が決まり次第お知らせしてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

○椎名委員長

ありがとうございます。そのほか特に無ければ議事進行を終了させていただきます。本日はありがとうございました

○福田室長

椎名委員長ありがとうございました。武井様も本日はお忙しい中ご参加いただきまして誠にありがとうございました。そうしましたら、本日は限られた時間ではございましたが、数々の貴重なご意見を賜りましたこと、また本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。

配布資料一覧

(令和4年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会)

記

- ① 令和4年第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 次第
- ② つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 参加名簿
- ③ 資料1 つくば市成年後見制度利用促進基本計画における取組・課題
- ④ 参考資料1 令和4年度事業報告(市)
- ⑤ 参考資料2 令和4年度事業報告(つくば市社会福祉協議会)
- ⑥ 参考資料3 令和5年度事業計画案(市)
- ⑦ 参考資料4 令和5年度事業計画案(つくば市社会福祉協議会)
- ⑧ 参考資料5 つくば市成年後見制度利用促進基本計画
- ⑨ 参考資料6 つくば成年後見センターにおけるその他の事業

以上

令和4年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

日 時：令和5年1月27日（金）14時00分から

場 所：オンライン（ZOOMミーティング）

つくば市消防庁舎3階多目的ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 令和4年度事業報告（令和4年4月から12月まで）

(2) 令和5年度事業計画案

4 協議事項

(1) 第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

5 そ の 他

6 閉 会

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 参加名簿

委任期間：令和2年(2020年) 4月1日～令和5年(2023年) 3月31日

No	氏 名	役 職 等 (職 種)	所 属 団 体 (勤 務 先 等)
1	椎名 清和	准 教 授	学校法人霞ヶ浦学園 つくば国際大学
2	山田 昌典	弁 護 士	茨城県弁護士会 土浦支部 (つくば法律事務所)
3	小川 直宏	司 法 書 士	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 茨城支部 (つくば公園通り司法書士事務所)
4	佐久間 弘一	支 店 長	株式会社常陽銀行 研究学園都市支店
5	萩原 直木	院 長	つくば市医師会 (医療法人社団つくば健仁会 とよさと病院)
6	宮原 節子	代 表	認知症の人と家族の会 茨城支部
7	後藤 真紀	会 長	つくば市手をつなぐ育成会
8	塚本 武志	会 長	つくば精神保健福祉会 やすらぎの会
9	原口 朋子	施 設 長	社会福祉法人創志会 つくばライフサポートセンターみどりの
10	森本 匡博	幹 事	つくばケアマネージャー連絡会 (居宅介護支援事業所ひまわり)
11	田邊 佐貴子	副 会 長 (谷田部地区)	つくば市民生委員児童委員連絡協議会
12	長 卓良	副 会 長	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

オブザーバー

氏 名	役 職 等 (職 種)	団 体・所 属
武井 徳勝	主 任 書 記 官	水戸家庭裁判所 土浦支部

(敬称略)

つくば市成年後見制度利用促進基本計画における取組・課題

～第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けて～

令和5年1月27日（金）

令和4年度第2回

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会



基本計画の位置付け

成年後見制度利用促進基本計画

- ・成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進

※策定期間：平成29年度～令和3年度
※令和4年度～令和8年度の第2期計画策定

国

つくば市成年後見制度利用促進基本計画

- ・つくば市における成年後見制度（※1）の普及啓発、利用促進等についての施策に関する基本的な計画

※策定期間：令和3年度～令和5年度

市

※1 以下「制度」と表記

基本的な考え方

成年後見制度

- ・ノーマライゼーション
- ・自己決定の尊重

理念

- ・認知症や知的障害、精神障害により判断能力が不十分な者に対して、成年後見人・保佐人・補助人（※2）が判断力を補うことで、本人の生命や財産等の権利を擁護

内容

- ・誰もが利用しやすい制度とする。

目標

※2 以下「後見人等」と表記



● 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善

- ・利用者に寄り添った運用
- ・保佐、補助及び任意後見の促進

● 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築



今後の施策の目標等に対する取組・課題

利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善

利用者に寄り添った運用

- ・意思決定支援と身上保護を重視することで、本人の意思をくみ取りながら権利を擁護できる。

- ・つくば市成年後見利用支援会議を開催し、市長申立案件において、法律・福祉等の専門家から助言を得ながら、本人にとって適切な類型と身上保護の必要性や担い手について協議している。
- ・市長申立てに関して、可能な限り本人の意向確認を行いながら手続きを進めている。

- ・後見等のニーズに対応するため多様な担い手の確保が必要
- ・本人主体の意思決定支援に向けた取組みの強化

保佐・補助・任意後見の促進

- ・本人の能力に応じた対応ができる。
- ・本人の自発的意思を尊重できる。
- ・本人の心身状況等に沿った見守りや権利擁護支援を強化できる。
- ・個別ニーズを踏まえた制度の周知活動、相談対応等を強化する。

- ・あんしん生活サービスの開始（R3～）
- ・相談支援事業所、ケアマネージャー連絡会等における制度説明、制度に関する意見交換会の実施

- ・それぞれの周知啓発先（市民、各関係機関等）に応じた適切な情報の周知継続

地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークの構築

- ・制度利用が必要な人を早期発見し、必要な支援に繋げることができる。
- ・市民後見人を養成し、また法人後見の担い手を育成することで、後見人等を確保できる。

- ・民生委員をはじめとする地域関係者や市民に対し、制度に関する講座や説明会を実施
- ・福祉関係者に対して、制度に関する相談会を実施
- ・市民後見人養成講座の修了者に対して、フォローアップ研修を実施

- ・民生委員や市民に対して、更なる制度の周知が必要
- ・市民後見人の活用やあり方について検討が必要

目
標

取
組

課
題



● 地域連携ネットワーク三つの役割

- ・権利擁護支援の必要な人の発見、支援
- ・早期段階からの相談、対応体制の整備
- ・支援体制の構築

● 地域連携ネットワークの基本的仕組み

- ・本人を後見人等とともに支えるチーム
- ・つくば市成年後見制度推進事業運営委員会、つくば市成年後見制度利用支援会議（※）

● 中核機関としてのつくば成年後見センターの機能

- ・広報機能
- ・相談機能
- ・成年後見制度利用促進機能
- ・後見人支援機能
- ・不正防止機能

● 関係団体との連携（役割）

- ・福祉関係者団体
- ・法律関係者団体

※以下「運営委員会」、「利用支援会議」と表記



地域連携ネットワーク三つの役割

①

権利擁護支援の必要な人の発見・支援

- ・権利擁護支援が必要な人を発見し、速やかに必要な支援に結び付ける（例：財産管理やサービス利用手続きを自ら行うことが困難な者、虐待の被虐者）。

②

早期段階からの相談・対応体制の整備

- ・成年後見制度の利用について、住民が身近な地域で相談できる体制を整備（例：早期から保佐・補助・任意後見の選択肢について相談ができる。）

③

支援体制の構築

- ・本人の意思決定支援、身上保護を重視した制度運用に資する体制を構築
- ・本人の意思、生活状況等を踏まえた制度の運用

役割

取組

- ・個別ケースについて、相談支援事業所、ケアマネージャー等の関係機関と協議する際に、権利擁護支援の視点とその必要性を共有しながら支援方針を立てている。

- ・当事者や住民が参加する医療機関及び福祉施設が開催の権利擁護相談に携わり、制度の説明や利用支援に関する助言等を行った。
- ・市民後見人養成講座修了生が相談支援の現場に携わり、実務経験を培える機会をもうけた。

- ・地域支援関係者（地域包括支援センター職員等）と共に意思決定支援のプロセスを理解する研修を実施

課題

- ・権利擁護課題の早期発見にあたり、本人の生活全体を見渡した中での課題抽出が必要。ケアマネージャーやヘルパー等の直接支援業務を行っている事業所と一層の連携強化が必要

- ・相談内容に応じた窓口の案内
- ・市民や支援関係者に対して、相談窓口が広く行き渡るよう周知が必要

- ・後見人等の意思決定支援の現状や課題等を把握できる仕組みがない。



地域連携ネットワークの基本的仕組み

仕組み

本人を後見人等とともに支えるチーム

- ・権利擁護支援が必要な人の発見、速やかに必要な支援に繋げる機能を強化
- ・親族、医療・福祉等関係者と後見人等で構成
- ・日常的に利用者を見守り、意思確認等可能な限り継続的に把握し対応できる。

運営委員会・利用支援会議

- ・後見等の開始前後から制度の専門的相談に対応できる。
- ・家庭裁判所との情報交換と連絡調整等を個別支援チームで対応できる。
- ・法律・福祉の専門職団体が個別支援チームを支える体制を構築
- ・協議会等を設置し、各専門職団体と関係機関の協力・連携を強化
- ・ケース会議を開催し、地域課題の検討、解決等を図る。

取組

- ・つくば成年後見センター、後見人等、支援関係者による後見人・被後見人等への支援会議を実施。それぞれの考え方をすり合わせると共に、役割分担や支援方針を共有している。
- ・本人の意志が尊重され、本人を中心とした生活と健康、安全の維持等に関する支援方針について、各関係者で調整できる会議を実施した。

- ・関係者同士顔の見える関係構築の機会として活用
- ・助言等を得ながら、制度の運用に反映
- ・申立て時の後見人等候補者不在時に調整
- ・個別ケース会議に、利用支援会議員の専門職が職種に応じた課題整理やアドバイスを実施

課題

- ・本人の生活支援にあたり、金融・不動産関係、その他多職種団体等とのネットワーク拡充が必要

- ・多角的な視点で事業が展開できるように、様々な業種から運営委員会に参加できる体制を検討
- ・運営委員会委員が所属する団体が抱えている課題等を集約・共有し、事業の展開に反映できるように進めていく。



中核機関としてのつくば成年後見センターの機能（1）

機能

- ・周知啓発（権利擁護としての制度利用、支援が必要な人を早期発見する重要性、制度活用の有効事例など）
- ・広報活動（保佐、補助、任意後見など早期の制度利用）

取組

- ・制度周知と利用、後見人支援等に資することを目的に、家庭裁判所及び市内金融機関等につくば成年後見センターのチラシを設置
- ・制度の基本的内容や任意後見利用に結び付くなど今後の備えの啓発目的に、入門講座やテーマ別講座等の研修会を実施
- ・集合研修とオンラインのハイブリッド形式による研修会等を企画。YouTubeなどの動画配信サイトを積極的に利用し、事後学習に活用

課題

- ・研修内容により集合型の参加希望者が多いため、新型コロナウイルス感染対策を講じながら、多くの参加が見込める開催方式を検討する必要あり。
- ・制度の利用が必要な人に情報が行き届く周知方法と具体的な対象者の検討が必要

相談機能

- ・専門職団体や法テラス等と連携し、制度利用の相談に対応できる体制を構築
- ・本人、関係者（機関）からの相談対応
- ・後見等ニーズの精査（最適な類型選択）
- ・権利擁護の支援体制の調整

- ・電話やメールのほか窓口（必要に応じて個室を用意）で、プライバシーに配慮した相談内容のヒアリングを実施
- ・移動困難な相談者に対して、訪問相談を実施
- ・連携の足掛かりに、専門職団体が主催する研修会に積極的に参加
- ・必要に応じて専門職団体に相談ケースを紹介し、申立て書類作成等の支援に繋いでいる。

- ・相談件数の増加に対しても、遅滞なく柔軟に相談対応できるよう工夫が必要

中核機関としてのつくば成年後見センターの機能（2）

成年後見制度利用促進機能

後見人支援機能

不正防止機能

機能

- ・受任者調整等の支援（親族後見人候補者等や市民後見人候補者の支援、専門職後見人の受任者調整）
- ・担い手の育成・活動の促進（市民後見人の研修・育成・活用）
- ・制度を利用できる環境整備（制度の利用支援）

- ・後見人等からの相談対応
- ・後見人等・親族・支援関係者等で構成されたチームによる支援体制の構築
- ・法律・福祉名等の専門職団体と支援関係者等による支援チームの構成
- ・ケース会議等の開催
- ・意思決定と身上保護を重視した後見活動の支援

- ・親族後見人等が日常的に相談できる体制の整備

取組

- ・つくば市成年後見利用支援会議を開催し、市長申立案件において、法律・福祉等の専門家から助言を得ながら、本人にとって適切な類型と身上保護の必要性や担い手について協議
- ・法人後見活動を検討中の社会福祉法人等に出向き、社会福祉協議会の取組みを紹介
- ・市民後見人養成講座修了生の実務経験として、法人後見と日常生活自立支援事業に支援員として活動及びフォローアップ研修を実施

- ・後見等開始審判直後から後見人等に対して連絡調整を実施
- ・審判確定後、初回報告までに事例に携わっている支援者が参加する支援チームによる会議を主催
- ・必要に応じて、後見活動中においても支援チームによる事例会議を開催し、支援者の役割分担の確認等しながら、後見人等による活動を支援

- ・家庭裁判所に提出する定期報告作成など相談支援を実施

課題

- ・担い手育成の観点から、市民後見人養成のあり方を再検討が必要
- ・他民間法人による任意後見活動等の紹介が困難

- ・支援を要する親族後見人等へのサポート資源と機会の周知が必要

- ・後見人等からより多くの相談が得られる方法の検討が必要
- ・後見人等が気軽に法曹関係者にアクセスできる環境の創出（例：市社会福祉協議会が市から受託する法律相談等、市の事業を活用など提案）

関係団体との連携（役割）

団体

福祉関係者団体

- ・茨城県社会福祉士会、相談支援事業所など（ソーシャルワーク理念に基づく本人の意思決定支援、制度・関係機関の紹介）
- ・社会福祉法人（法人後見の実施、制度の普及啓発活動）

法律関係者団体

- ・法律事務所、司法書士事務所（制度利用の必要性、後見等類型の検討に関する助言や指導、後見人等監督人としての関与）

取組

- ・県、県社会福祉協議会が主催する法人後見実施団体連絡会や成年後見制度研修会に参加
- ・他県・他市町村からの法人後見に関する問合せや講義依頼に積極的に対応
- ・相談支援事業所等が制度に関する相談ノウハウを獲得できるように、専門職を対象とした講座を開催

- ・専門職団体が主催する成年後見制度に関連する研修会に参加
- ・家庭裁判所が主催する家事関係機関連絡会への参加

課題

- ・ケアマネージャーや相談専門員等の直接支援業務を行っている団体の連絡会等、講座やケース検討などの機会を通じて、制度内容や運用方法をより深めることができる取組が必要

- ・次期基本計画策定において、法律団体が抱える課題と課題解消に向けた取組みの確認と把握が必要

※第二期計画策定時、金融関係者団体（銀行等）との連携について定めていくことを検討



- 課題の抽出・把握



- 調査（例：専門職団体に向けたアンケート調査など）



- 第二期基本計画案の検討



- つくば市成年後見制度推進事業運営委員会において具体案を協議



令和 4 年度つくば市成年後見制度推進事業報告（市）

1 事業の目的

- ・ 認知症、知的障害、精神障害により判断能力が低下し、財産管理、福祉サービス利用等の契約行為が著しく困難となった者への権利擁護の支援
- ・ 権利擁護の支援者に対するサポート
- ・ 一般市民への成年後見制度の普及啓発と制度の利用促進

2 実施内容

- (1) 成年後見制度利用促進に向けた体制整備
- (2) つくば市成年後見制度推進事業の実施
- (3) 成年後見制度利用の総合相談業務
- (4) 市長申立て手続き
- (5) つくば市成年後見制度利用支援事業の実施

3 実績

(1) 成年後見制度利用促進に向けた体制整備

○令和 4 年度第 1 回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の実施

日 時	令和 4 年 6 月 29 日（木）14 時から 15 時 30 分
人 数	委員 9 名、市・つくば市社会福祉協議会職員 11 名
議 事 内 容	つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について

○令和 4 年度第 2 回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の実施

日 時	令和 5 年 1 月 27 日（金）14 時から 15 時 30 分
人 数	委員 11 名、市・つくば市社会福祉協議会職員 7 名
議 事 内 容	第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

○つくば市成年後見制度利用促進定例会の実施

日 時	毎月第 2 木曜日開催 14 時から 15 時 30 分
メンバー	市担当職員 3 名、つくば成年後見センター職員 3 名
議 事 内 容	月報および業務進捗状況報告、中核機関の業務について、事業運営の方針について等

(2) つくば市成年後見制度推進事業の実施

下記の業務をつくば市社会福祉協議会（つくば成年後見センター）に事業委託

- ・成年後見制度の普及啓発、利用支援
- ・成年後見人等の受任者調整支援
- ・市民後見人養成・支援業務
- ・地域連携ネットワークの構築
- ・法人後見受任業務 など

(3) 成年後見制度利用の総合相談業務

○相談実績（令和4年4月～12月）

担当課	地域包括支援課	障害者地域支援室
相談延べ件数	394件	60件

※1 任意後見制度に関する相談を含む。

※2 委託障害者相談支援事業所（4か所）、地域包括支援センター（6か所の相談件数を含む）。

(4) 市長申立て手続き

成年後見制度の利用が必要であるが、親族が不在または親族の申立てが見込めない場合に実施

○件数実績（令和4年4月～12月）

担当課	地域包括支援課	障害者地域支援室
申立て件数	2件	0件

○その他（令和4年4月～12月）

担当課	地域包括支援課	障害者地域支援室
申立て準備中	2件	0件
申立て中に死亡	1件	2件

(5) つくば市成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度の申立て審判費用または後見人等への報酬費用の助成を実施

○件数実績（令和4年4月～12月）

担当課	地域包括支援課	障害者地域支援室
報酬助成金の支給	1件	0件
申立て費用助成金の支給	0件	0件

準備中	1 件	0 件
-----	-----	-----

4 成果

- ・ 成年後見制度の市長申立て及び報酬助成金等の支給を行い、被後見人の権利擁護を図ることができた。
- ・ 成年後見制度の活用促進を担う地域包括支援センター職員に対して、アンケート調査を実施。支援の現状や課題を確認し、支援方針の共有を図った。
- ・ 地域の支援関係者に対して、意思決定支援のプロセスを理解する研修を実施し、本人主体の支援を実践できる取組みを行った。また、市民に対しても出前講座等で成年後見制度活用について周知啓発を行った。

5 課題

- ・ 権利擁護支援が必要な対象者に対して、対象者の意思や状況を継続的に把握し、意思決定の支援を行い、必要な制度やサービスに繋げる取組みを拡げていく必要がある。
- ・ 定例会において、市民後見人の活用について検討を重ねている。地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人の育成・活躍支援を推進する必要がある。
- ・ 早期に「権利擁護支援」の必要性に気づける地域づくりを進めていく必要がある。

※ 市民後見人のメリット・・・

地域住民が「生活者の視線で、丁寧な身上保護・意思決定支援を行うことにより、地域住民である本人を支えている。このことによる本人へのエンパワメント効果がある。市民後見人の活動そのものが、住民による地域課題解決の取組みとなっている。

令和 4 年度つくば市成年後見制度推進事業実施状況報告書

(つくば市社会福祉協議会受託事業)

(報告対象期間／令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日まで)

1 受託業務概要

老人福祉法第 32 条の 2、介護保険法第 115 条の 45 の 3、障害者総合支援法第 77 条、知的障害者福祉法第 28 条の 2、精神保健福祉法第 51 条の 11 の 3 及び成年後見制度利用促進法第 5 条に基づき、成年後見制度の推進を旨とした「つくば市成年後見制度推進事業実施要項」を基本とする。

2 実施体制

(1) 組 織

つくば成年後見センターを設置し、本事業及び日常生活自立支援事業並びにあんしん生活支援サービス一体的に実施することで、包括的な権利擁護拠点とした。

(2) 体 制

ア 所 長 1 名 (常勤兼務、社会福祉士)

イ 専門員 2 名 (常勤専任、社会福祉士)

※内、1 名は臨時職員

3 総 評

つくば成年後見センターは、権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの中核機関として、次の業務を実施した。

(1) 中核機関業務

保健・医療・福祉・司法による地域権利擁護の枠組みである地域連携ネットワーク(運営委員会及び利用支援会議)の中核機関として、「広報(普及啓発)業務」を実施した。また、「相談(利用支援)業務」では相談件数が 991 件(前年度通期実績 827 件増)と大きく伸びている。更に、「受任者調整支援業務」では、つくば市成年後見制度利用支援会議で、成年後見申立事案に対する候補者の推薦を実施するとともに、介護等の本人支援チームによる制度利用検討段階から、専門職委員(弁護士)による専門的なアドバイスをいただき効率的なケース検討会議を実施した。

(2) 法人後見業務

本会が成年後見人等として、新たに 2 件(通算 10 件)を受任した。身上監護のうち「見守り活動」には、市民後見人養成講座修了生から希望者が法人後見支援員

として従事した。

(3) その他、成年後見制度利用促進に関すること

本事業の円滑な実施のため、業務調整の場として「つくば市成年後見制度利用促進定例会」を市と共同開催したほか、市や社協の出前講座等で説明した。

4 業務報告

(1) 中核機関業務

ア 成年後見制度の広報(普及啓発)業務

(ア) 研修会等の開催

a 成年後見制度テーマ別講座「終活と成年後見制度」

終活に関連したテーマを設定し、それぞれの専門家に講義いただいた。

(会場/ボランティアセンター会議室)

日時	参加者	内容
第1回 11月7日(月) 14:00~16:00	6名 (11名)	終活～自分らしい生き方のために～ 講師/井坂 淳子氏 (相続診断士、終活カウンセラー)
第2回 11月10日(木) 14:00~16:00	8名 (9名)	今どきの葬儀事情 講師/JAつくば市セレモニーセンター職員 吉岡 隆久氏 (つくば紫峰法律事務所、弁護士)
第3回 11月14日(月) 14:00~16:00	7名 (14名)	任意後見契約と任意契約について 講師/漆川 雄一郎氏 (学園の森法律事務所、弁護士)
第4回 11月15日(火) 14:00~16:00	7名 (15名)	金融資産と成年後見制度 講師/松田 次郎氏 (常陽銀行営業企画部戦略企画グループ)
第5回 11月16日(水) 14:00~16:00	10名 (14名)	遺言について学ぶ 講師/小川 直宏氏 (つくば公園通り司法書士事務所、司法書士)

※参加者の内、()はオンデマンド配信視聴者数

c 成年後見制度入門講座

生活に身近な会場で成年後見制度利用の概要をわかりやすく説明した。

日時	会場	参加者	内容
第1回 10月12日(水)	市民研修センターホール	6名	法定後見制度と任意後見制度について 後見人の業務について 申立時の注意点について つくば成年後見センターの活動について 質疑応答 (参加者合計 36名)
第2回 10月17日(月)	市役所2階会議室	13名	
第3回 10月19日(水)	荃崎交流センター研修室	8名	
第4回 10月20日(木)	市民ホールやたべ小会議室	6名	
第5回 10月21日(金)	老人福祉センターとよさとホール	3名	

※開催時間は各回 14:00～16:00

(イ) 研修会等への参加

a 地域包括支援センター定例会

日時・会場	出席者	内容
12月21日(水) 13:30～15:30 市役所2階会議室	地域包括支援課3名 地域包括支援センター7名	つくば成年後見センター事業説明(社協) 質疑応答

b 地域福祉出前講座(社協受託)

日時・会場	行事名・出席者	内容
7月13日(水) 10:15～11:00 市民ホールとよさと	豊里・桜地区シルバー教室 100名	つくば成年後見センター事業説明(社協) 質疑応答
7月13日(水) 13:30～14:30 市役所会議室	谷田部地区民生委員 児童委員協議会定例会 70名	あんしん生活支援サービスについて 質疑応答

c 他市町村研修

(依頼により実施)

日時・会場	行事名・出席者	内容
12月21日(水) 13:30～15:00 オンライン	令和4年度いわき市法人後見従事者研修 14名	実践報告「法人後見業務について」 質疑応答

(ウ) パンフレット、ポスター等の作成・配布

相談（利用支援）業務のほか、各種研修会及び会議等への参加時に参加者へ配布した。

a 活用ハンドブックの更新（令和4年12月、第4版）

※つくば市社会福祉協議会ホームページでダウンロード可能

b 配布用印刷物作成

- ・つくば成年後見センター（チラシ）、あんしん生活支援サービス（チラシ）

c 機関発行物の配布

- ・成年後見制度を利用される方のために（裁判所）
- ・成年後見制度－利用をお考えのあなたへ（裁判所）
- ・後見制度において利用する信託の概要～ご本人の財産の適切な管理・利用のための後見制度支援信託のご説明～（裁判所）
- ・相続に関するルールが大きく変わります（法務省）
- ・日常生活自立支援事業について（茨城県社会福祉協議会）

d 社協機関紙「社協通信つくば」（47,000部発行）

- ・後見センター紹介の記事を掲載。区会加入世帯に全戸配布の他、金融機関窓口等に設置した。

e その他

- ・LALA ガーデンで開催の「つくば再発見！」にてつくば市社会福祉協議会の取り組みとしてつくば後見センターについて紹介した。
- ・水戸家庭裁判所土浦支部にチラシの設置を依頼した。
- ・有人窓口設置の各金融機関本支店（全20箇所）にチラシを設置した。

イ 成年後見制度の相談（利用支援）業務

(ア) 月別相談件数（単位／件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
男性	18	44	29	24	44	42	15	19	28				263
女性	55	63	62	99	92	73	70	80	84				678
不明	0	1	3	2	3	5	9	14	13				50
内訳	障	20	25	37	48	41	26	22	36	53			308
	高	48	75	57	69	97	87	63	55	59			610
	その他	5	8	0	8	1	7	9	22	13			73
合計	73	108	94	125	139	120	94	113	125	0	0	0	991

※新規相談者数（人）

	障	高	他	計
上半期	17	60	10	87
下半期	8	15	14	37
年間計	25	75	24	124

※令和3年度（4月～12月 568件）

※下半期は12月末まで



(イ) 対象者年齢層 (単位/件)

年齢層	～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	65歳代	70歳代	75歳～	不明	計	
延件数	3	3	16	73	53	81	13	87	503	159	991	
内訳	障	3	3	16	73	51	54	8	25	57	18	308
	高	0	0	0	0	1	15	5	62	446	81	610
	その他	0	0	0	0	1	12	0	0	0	60	73

(ウ) 相談形態 (単位/件)

	電話	来所	訪問	その他	計	
延件数	748	79	68	96	991	
内訳	障	218	29	25	36	308
	高	477	47	42	44	610
	その他	53	3	1	16	73

(エ) 相談者属性 (単位/件)

	本人	家族	知人友人	民生委員	関係機関	後見人	その他	計	
延件数	210	176	3	3	560	11	28	991	
内訳	障	35	48	0	0	208	5	12	308
	高	144	127	3	3	314	6	13	610
	その他	31	1	0	0	38	0	3	73

(オ) 相談内容 (単位/件)

	法定後見		任意後見		他制度 相談	法人後見		後見受任後調整	計	
	相談	利用支援	相談	利用支援		相談	利用支援			
延件数	581		67		49	287		7	991	
種類	335	246	63	4		133	154			
内訳	障	152	88	1	0	14	36	15	2	308
	高	178	146	57	4	12	69	139	5	610
	その他	5	12	5	0	23	28	0	0	73

(カ) 対応（単位／件）

	相談	情報提供	家庭訪問	申立支援	家裁同行	取次斡旋	ケース検討	その他	計
延件数	609	133	4	185	0	0	28	32	991
内訳	障	192	18	3	76	0	0	10	308
	高	410	83	1	97	0	0	18	610
	その他	7	32	0	12	0	0	22	73

ウ 成年後見人等の受任者調整支援業務

(ア) つくば市成年後見制度利用支援会議

成年後見人等候補者を家庭裁判所に推薦する等の制度利用支援活動を行う会議体をつくば市社会福祉協議会内に設置した。

a 委員 8 名

弁護士、司法書士、医師、学識経験者、行政職員、社協職員で構成

(委員名簿)

(任期／令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

No.	氏名	役職	所属	備考(案)
1	椎名 清和	准教授	つくば国際大学	委員長
2	萩原 直木	医師・病院長	とよさと病院	副委員長
3	漆川 雄一郎	弁護士	学園の森法律事務所	
4	佐藤 裕光	司法書士	佐藤 裕光司法書士事務所	
5	上田 和寿	社会福祉士	茨城県社会福祉士会	
6	岡田 治美	課長	つくば市福祉部障害福祉課	
7	会田 延男	課長	つくば市福祉部地域包括支援課	
8	稲葉 光正	事務局長	つくば市社会福祉協議会	

(敬称略、順不同)

b 会議

日時・会場	内容
第1回 8月2日(火) 16:00～16:45 オンライン	(協議／成年後見人等候補者調整) ①92歳、女性、要介護3、認知症について 申立者→市長、後見類型 候補者→社会福祉協議会 ②78歳、女性、要介護4、認知症について 申立者→市長、後見類型 候補者→弁護士（該当する専門職委員が候補者）
第2回 10月12日(木) 14:00～16:00 オンライン	(協議／成年後見人等候補者調整) ①87歳、女性、要介護4、認知症について 申立者→親族、後見類型 候補者→社会福祉協議会

日時・会場	内容
第3回 1月11日(水) 14:00～14:45 オンライン	(協議／成年後見人等候補者調整) ① 76歳、女性、要介護1、妄想性障害・軽度認知症について 申立者→親族、保佐類型 候補者→社会福祉協議会

エ 市民後見人養成及び支援業務

市民後見人養成講座修了者の活動の場として、つくば市社会福祉協議会が実施する法人後見業務の身上保護活動（特に「見守り」に特化した活動）に希望者が従事した。

(ア) 法人後見支援員としての活動

活動者6名、延べ60回活動（延べ活動時間77.5時間）

(イ) 市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修

日時・会場	参加者	内容
12月2日(金) 大穂庁舎2階 会議室、オンライン	法人後見支援員12名 (集合7名、オンライン5名)	(講義) 認知症の代表症状と身上保護について ～認知症高齢者へのかかわりのポイント～ 講師／飯島 由美子氏 (とよさと病院、認知症疾患医療センター精神保健福祉士)

オ 後見人支援業務

利用支援会議による候補者受任調整を経て、後見人が決定された事案について、後見人を中心として支援者によるチーム化及び後見活動フォローアップの事例検討会を開催した。

日時・会場	参加者	内容
7月1日(金) 9:30～10:30 市役所1階会議室	成年後見人 介護支援専門員 通所介護施設職員 地域包括支援課職員 地域包括支援センター職員	後見人選任後の関係機関職員の顔合わせ と事例共有について ・本人略歴と健康状態、支援経過、支援課題
10月11日(火) 14:00～15:10 オンライン	成年後見人 介護支援専門員 地域包括支援課職員	キーパーソンの知人が参加する見守り支援 のための要点整理
10月19日(水) 10:00～11:00	成年後見人 キーパーソンの知人	本人支援会議 ・現状確認について

日時・会場	参加者	内容
市役所1階会議室	介護支援専門員 通所介護施設職員 地域包括支援課職員	・役割分担、支援方針の再確認について

カ 地域連携ネットワークの構築業務

(ア) つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の共同開催

つくば成年後見センターについて説明・報告した。

日時・会場	内容
第1回 8月2日(火)16:00～16:45 市役所2階会議室・オンライン	つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について
第2回(予定) 1月27日(金)13:30～ 消防庁舎3階・オンライン	令和4年度事業報告 令和5年度事業計画 第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

(2) 法人後見業務

つくば市社会福祉協議会が成年後見人等に就任し、身上保護を中心とした活動を実施した。専門職による会議体である「法人後見受任審査会」設置し、受任の適否や後見等の活動について助言をいただいた。

ア 法人後見受任業務

(ア) 法人後見受任審査会

a 委員6名／弁護士、司法書士、医師、学識経験者、行政職員で構成

(委員名簿)

(任期/令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

No.	氏名	役職	所属	備考(案)
1	椎名 清和	准教授	つくば国際大学	委員長
2	萩原 直木	医師・病院長	とよさと病院	副委員長
3	漆川 雄一郎	弁護士	学園の森法律事務所	
4	佐藤 裕光	司法書士	佐藤 裕光司法書士事務所	
5	岡田 治美	課長	つくば市福祉部障害福祉課	
6	会田 延男	課長	つくば市福祉部地域包括支援課	

b 会議

(敬称略、順不同)

日時・会場	内容
第1回 8月2日(火) 16:00～16:45 オンライン	(協議/法人後見受任の妥当性について) ①92歳、女性、要介護3、認知症について 申立者→市長、後見類型 候補者→社会福祉協議会

日時・会場	内容
	<p>審査会意見→社会福祉協議会の受任が妥当である。日常生活自立支援事業を利用する長女の支援についても関係者と連携して行うべき。</p> <p>②56歳、女性、統合失調症、医療保護入院中について 申立者→親族、後見類型 候補者→なし、水戸家庭裁判所土浦支部からの依頼 審査会意見→社会福祉協議会の受任が妥当である。財産管理を担当する弁護士との業務分担について、家庭裁判所とよく相談すること。</p>
第2回 10月12日(木) 14:00～16:00 オンライン	(協議／成年後見人等候補者調整) ①87歳、女性、要介護4、認知症について 申立者→親族、後見類型 候補者→社会福祉協議会 審査会意見→社会福祉協議会の受任が妥当である。
第3回 1月11日(水) 14:00～14:45 オンライン	(協議／成年後見人等候補者調整) ①76歳、女性、要介護1、妄想性障害・軽度認知症について 申立者→親族、保佐類型 候補者→社会福祉協議会 審査会意見→社会福祉協議会の受任が妥当である。

(イ) 成年被後見人等受任状況（令和4年12月31日現在）

a 法定後見／類型別受任状況（単位/件）

認知症高齢者等				知的障害者等				精神障害者等				その他				延べ 件数								
後見	5	保佐	1	補助		後見	2	保佐		補助		後見	1	保佐		補助		後見		保佐		補助		9
終了	1	終了		終了		終了		終了		終了		終了		終了		終了		終了		終了		終了		1

(主な活動例)

- ・新型コロナウイルスワクチン接種について、保護者同意に対応
- ・施設入所契約の実施
- ・施設等への訪問と面談（被後見人等ごとに月1回以上実施）
- ・賃貸住宅の解約
- ・財産処分（自家用車廃車）
- ・被後見人等の世帯の生活相談支援

イ 任意後見契約

内 訳	契 約		任意後見監督人選任		合 計	
	障	高	障	高	障	高
	0	2	0	0	0	2

ウ 後見監督人受任業務（未受任）

エ 視察研修受け入れ（情報提供含む）

日時・会場	参加者	内容
7月11日(月) 14:00～15:00 大穂庁舎相談室	小美玉市社会福祉協議会 3名	任意後見契約（あんしん生活支援サービス）の取組み経緯と現状について
7月15日(金) 14:00～15:00 オンライン	蒲郡市社会福祉協議会 （愛知県）3名	法定後見受任及び任意後見契約（あんしん生活支援サービス）の取組み経緯と現状について
9月12日(月) Eメール	宇和島市社会福祉協議会 （愛媛県）	（情報提供） つくば市成年後見制度推進事業関係文書 （実施要綱、法人後見実施要綱、チラシ）
9月15日(木) 14:00～15:30 大穂庁舎2階会議室	つくばみらい市社会福祉協議会 2名	つくば成年後見センター事業について （中核機関業務、法人後見業務）
9月16日(金) Eメール	枚方市社会福祉協議会 （大阪府）	（情報提供） つくば市成年後見制度推進事業関係文書 （実施要綱、法人後見実施要綱、チラシ）
10月6日(木) みもり園会議室	社会福祉法人にいはり 福社会みもり園 3名	法人後見について

(3) その他、成年後見制度利用促進に関すること

ア 会議・研修会等への参加

(ア) 令和4年度成年後見制度利用促進体制整備研修

日時・会場	参加者	内容
前期 7月6日(水) 13:20～15:30 オンライン	法人後見専門員1名	成年後見制度利用促進法と第二期基本計画について 茨城県の現状について 権利擁護支援の理解と成年後見制度の基礎知識

日時・会場	参加者	内容
後期 10月6日(木) 10月7日(金) 10月14日(金) 10:00～17:00 オンライン	法人後見専門員1名	意思決定支援の基本 市長申立てと地域連携ネットワーク 相談における権利擁護支援の課題分析 市町村における協議会運営 権利擁護支援の広報 権利擁護の相談支援機能

(イ) 令和4年度日本司法支援センター茨城地方協議会（参加、主催/法テラス茨城）

日時・会場／令和4年10月25日(火)（牛久市中央生涯学習センター）

内 容／①事業説明「法テラスについて」

②分科会「成年後見制度～申立て・概要について」

(ウ) 令和4年度法人後見実施団体連絡会（参加、主催／茨城県社会福祉協議会）

日時・会場／令和5年1月12日(木)（オンライン）

内 容／①行政説明「成年後見利用促進に係る茨城県の状況」

②協議（課題ごとに実施社協から状況説明）

- ・親族との関わりについて
- ・市民後見人の養成について
- ・後見人の医療同意や死後事務について

(エ) 家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会（参加、主催/水戸家庭裁判所）

日時・会場／令和5年1月20日(金)14:00～16:30（オンライン）

内 容／成年後見制度利用支援事業の推進及び市民後見人の育成・活躍に向けた取り組み状況や課題に関する事項

イ その他

(ア) 令和4年度つくば市成年後見制度利用促進定例会（共催）

つくば市とつくば市社協の連絡調整を密にし、つくば市成年後見制度推進事業を円滑に実施するため、月1回の情報交換会を開催している。

日時・会場／月1回（つくば市役所、オンライン）

日時・会場	内容
第1回 4月14日(木)13:30～16:00 市役所2階会議室	令和4年3月実績報告について 市民後見人養成講座修了生の活動について つくば市での成年後見のありたい姿について 日常生活自立支援事業の拡充について 後見人候補者の登録制度について

日時・会場	内容
	今後の相談体制について（継続検討）
第2回 5月13日(金)9:45～11:30 市役所2階会議室	令和4年4月実績報告について つくば市成年後見制度推進事業運営委員会準備について
第3回 6月16日(木)10:00～11:30 市役所2階会議室	令和4年5月実績報告について つくば市成年後見制度推進事業運営委員会準備について
第4回 7月14日(木)13:30～16:00 市役所2階会議室	令和4年6月実績報告について つくば市成年後見制度推進事業運営委員会について 市民後見人養成講座修了生の活動及び今後の育成について
第5回 8月25日(木)13:30～16:00 市役所1階会議室	令和4年7月実績報告について 市民後見人養成講座修了生の活動及び今後の育成について
第6回 9月8日(木)14:00～15:30 オンライン	令和4年8月実績報告について 日常生活自立支援事業利用者の後見制度利用について 市民後見人養成講座について
第7回 10月13日(木)10:30～12:30 市役所2階会議室	令和4年9月実績報告について 令和5年度予算編成について 日常生活自立支援事業利用者の後見移行について
第8回 11月17日(木)13:30～15:30 市役所2階会議室	令和4年10月実績報告について エンディングノートの周知について 第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会準備について
第9回 12月14日(水)13:30～15:00 市役所2階相談室	令和4年11月実績報告 テーマ別講座「終活と成年後見制度」について 第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会準備について
第10回 1月12日(木)14:00～15:00 オンライン	令和4年12月実績報告 第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会準備について

5 まとめ

(1) 成果

ア 家庭裁判所や主要金融機関の窓口に「つくば成年後見センター」のチラシを設

置し、後見人等や制度の利用が必要と思われる方に情報提供に活用いただくなど、重点目標である広報活動に注力した。

イ 中核機関として、従来の相談業務に加え、申し立て人の支援として、成年後見人等の受任者調整支援業務が新たに加わった。医師、弁護士、司法書士、社会福祉士等の成年後見制度専門職の協力による「つくば市成年後見制度利用支援会議」を開催し、受任者調整を実施した。

ウ 後見人等候補者の受任者調整、審判後の支援チーム組織化、後見人等を中心とした支援チームのフォローアップなど、後見人支援業務の一連の活動を実施した。

エ 法人後見受任審査会による意見をもとに、必要な後見人等の受任を積極的に実施した。また、任意後見契約に対応するため、任意代理契約（あんしん生活支援サービス）を含めた任意後見契約を締結するなど、権利擁護に関する市民の将来不安に対応する取り組みを行った。

(2) 評価

ア 啓発業務は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、集合研修の開催が難しい状況となったが、インターネットを利用したオンデマンド配信等の工夫により、会場聴講者の他に相当数の閲覧申込者があるなど、効果があった。

イ 相談利用支援業務は、前年度通期実績を上回る相談支援件数となっている。市民からの役割期待が大きいことや、地域連携ネットワークの関係機関との連携が効果を上げている。

ウ 法人後見業務（主に「あんしん生活支援サービス」）に対する、照会が他県や県内他市町村から寄せられ、可能な限りの事業説明や情報提供を行い、本市の活動をPRした。

(3) 課題

ア 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、啓発手段の制限や法人後見業務での本人面会制限等の影響が大きい。インターネット等を活用するなど、より一層の工夫が必要となる。

イ 権利擁護業務の最前線での対人援助活動となるため、被後見人等と支援員のマッチングや支援員の活動フォローアップに努める必要がある。

ウ 中核機関化による「相談支援件数」の増加と、本会の後見受任件数は増加傾向がより顕著になると思われる。効果的で効率的な実施体制の在り方を、つくば市とつくば市社協は継続して協議する必要がある。

エ 地域連携ネットワークに、支援者としての保健・医療・福祉関係者はもとより、身上保護や財産管理など後見活動の実務に関係する多様な主体の参画を検討す

る必要がある。

令和5年度つくば市成年後見制度推進事業計画案（市）

1 成年後見制度利用促進に向けた体制整備

- (1) つくば市成年後見推進事業運営委員会の開催
- (2) つくば市成年後見制度利用促進定例会の開催
- (3) 第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定
- (4) つくば成年後見センターと関係機関との意見交換会の開催
- (5) つくば市成年後見制度利用支援会議の開催協力

2 つくば市成年後見制度推進事業の委託

つくば市社会福祉協議会（つくば成年後見センター）に事業委託

- (1) 中核機関業務
 - ・ 成年後見制度の広報（普及啓発）業務
 - ・ 成年後見制度の相談（利用支援）業務
 - ・ 成年後見人等の受任者調整支援業務
 - ・ 市民後見人養成及び支援業務
 - ・ 後見人支援業務
 - ・ 地域連携ネットワークの構築業務
- (2) 法人後見業務
 - ・ 法人後見受任業務
 - ・ 後見監督人受任業務
- (3) その他、成年後見制度利用促進に関すること

3 成年後見制度等の総合相談業務

- (1) つくば市障害者相談支援事業所及び地域包括支援センターへの相談支援
- (2) つくば成年後見センターとの連携強化

4 市長申立の手続きの実施

親族が不在また親族による申立てが見込みまれない場合に、成年後見制度の申立て手続きを実施

5 つくば市成年後見制度利用支援事業の実施

- (1) 成年後見制度の申立て審判費用の助成
- (2) 後見人等への報酬費用の助成

6 成年後見制度等の普及啓発

- (1) 出前講座、施設や職能団体への研修の実施
- (2) パンフレット等を活用した周知啓発

令和5年度つくば市成年後見制度推進事業 事業計画（案）

（つくば市社会福祉協議会受託事業）

1 目 的

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障があるものを、地域社会全体で支え合う共生社会の実現を目指す。

また、成年後見制度の利用促進のため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築とその中核的な役割を果たすとともに、成年後見制度における後見等の業務を適正に行える法人として体制を整備する。

2 実施体制

(1) 専門委員会設置【任期／令和5年4月から令和8年3月まで（3年）】

成年後見制度に係る専門職、学識経験者等による知見を、本事業の実務に活かすべく協力いただきます。

ア つくば市成年後見制度利用支援会議

（具体的役割）

(ア) 本人の状況に応じて適切な成年後見人等候補者を家庭裁判所に推薦

(イ) 市民後見人や親族後見人を支援する後見人支援の取組を推進

(ウ) 権利擁護活動に係る相談事例について、専門的見地から助言

イ 法人後見受任審査会

（具体的役割）

(ア) 社会福祉協議会に対する成年後見人等の受任要請を審査

(イ) 社会福祉協議会が実施する後見活動等について、専門的見地から助言

(2) 事務局体制

所 長 1名（常勤兼務、社会福祉士）

専門員 2名（常勤専任、社会福祉士） ※1名は臨時職員で対応

3 実施業務

(1) 中核機関業務

- ア 成年後見制度の広報（普及啓発）業務
 - (ア) 研修会や会議等での制度説明、チラシ配布、ホームページ掲載
 - (イ) テーマ別講座開催
 - (ウ) 入門講座の開催
 - イ 成年後見制度の相談（利用支援）業務
 - 窓口相談支援、出張相談支援
 - ※本部窓口／平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
 - ※出張相談（予約）
 - ウ 成年後見人等の受任者調整支援業務
 - (ア) つくば市成年後見制度利用支援会議の運営
 - (イ) ケース支援方針検討会議（実務者レベル、必要時に専門職同席）
 - エ 市民後見人養成及び支援業務
 - フォローアップ研修実施
 - オ 後見人支援業務
 - 「ウ 受任者調整支援業務」と連動した後見チーム体制の構築支援
 - カ 地域連携ネットワークの構築業務
 - (ア) つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の開催協力（年 2 回）
 - (イ) 関係機関や民間ネットワーク等による事例検討会への参加
- (2) 法人後見業務
- ア 法人後見受任業務
 - イ 法人後見監督人受任業務

3 成年後見制度の利用促進（つくば市成年後見制度利用促進基本計画）

認知症等により財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することです。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていませんでした。

このような背景から、国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律を平成 28 年 4 月 15 日に公布、同年 5 月 13 日に施行し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めました。

本市においても、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重、財産管理だけでなく身上保護を重視するなどの基本的な考えの下、高齢者が認知症等により判断能力が不十分になる前から住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、つくば市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度の普及啓発と活用の促進に努めます。

（1）成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標値等

①つくば市成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

「つくば市成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「促進法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された国の計画を踏まえ、促進法第 14 条に沿って、つくば市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と位置付けます。対象期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

②基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から認知症や知的障害、精神障害によって判断能力が不十分な人に対して、成年後見人・保佐人・補助人(以下、「後見人」という。)が、その判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度の趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを旨として導入された制度です。また、今後、認知症高齢者の増加やひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。

③今後の施策の目標等

ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めます。

(a) 利用者に寄り添った運用

○成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とします。

(b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進

○成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めます。

○認知症の症状が進行する高齢者等について、その時々判断能力の状況に応じ、補助・保佐・後見の各類型間の移行を適切に行う。このため、その時々心身の状況等に応じた見守り等、適切な権利擁護支援を強化します。

○任意後見や保佐・補助類型についての周知活動を強化するとともに、早期の段階からの制度利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等も強化します。

イ) 必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。

○成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携を進めます。

○今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を確保します。

(2) 成年後見制度の利用の促進に向けた施策

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

★ 地域連携ネットワークの三つの役割

左記目標を達成するため、以下の三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築する必要があります。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

- 地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

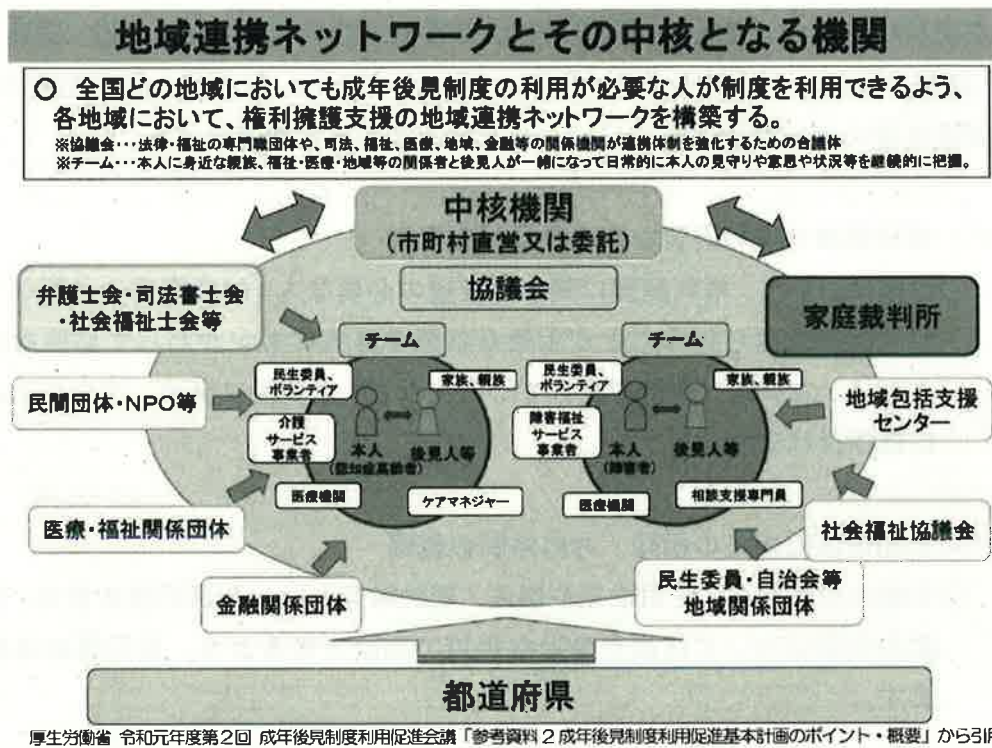
- 早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

- 成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

★地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。



ア) 本人を後見人等とともに支える「チーム」

○地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

○権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、成年後見・保佐・補助(以下、「後見等」という。)開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みにします。

イ) つくば市成年後見制度推進事業運営委員会及びつくば市成年後見制度利用支援会議(以下、「運営委員会及び支援会議」という。)

※上記イメージ図の「協議会」に相当

○後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

- 各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

★地域連携ネットワークの中心となる機関

上記の地域連携ネットワークを整備し、運営委員会及び支援会議を運営する中心となる機関を中核機関といい、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会が設置する「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付け、下記の役割を担います。

ア) 広報機能

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉、医療、地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。
- 地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部、茨城県社会福祉士会、つくば市役所、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、区会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が地域において活発に行なわれるよう配慮します。
- 広報活動を実施する際には、任意後見、保佐・補助類型を含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動とします。

イ) 相談機能

- 専門職団体や法テラス等の協力を得て成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。
- 以下のような関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行います。
 - ・権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部・茨城県社会福祉士会等の支援を得て、本人の意思を尊重しながら、権利を守る視点で、最も適切な類型選択ができるよう、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行います。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a) 受任者調整（マッチング）等の支援

○親族後見人候補者の支援

- ・後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。

○市民後見人候補者等の支援

- ・市民後見人が後見を行なうことがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行います。

○専門職後見人の受任者調整（マッチング）

- ・専門職後見がふさわしいケースは、専門職団体（茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部・茨城県社会福祉士会）と連携し、各会において円滑に人選を行えるよう連携を強化します。

(b) 担い手の育成・活動の促進

○市民後見人の研修・育成・活用

- ・市民後見人の育成については、これまでも行ってきたが、市民後見人の積極的な活用が可能となるよう取り組みます。
- ・さらに、市民後見人がより活用されるための取組として市民後見人養成講座の修了者については、法人後見を実施する社会福祉協議会における後見業務や見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねます。

(c) 成年後見制度を利用できる環境の整備

○成年後見制度利用支援

- ・つくば市は、成年後見制度が、様々な理由で利用できない人に対して、申立費用や成年後見等への報酬助成、必要に応じて市長申立を行います。

エ) 後見人支援機能

○親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについては、後見人と本人の親族や支援関係者等がチームとなって本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ります。

○本人の状況が、法律・福祉専門職による支援が必要な場合、各専門職団体や支援関係者がチームとなりケース会議開催等を通して、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が行われるよう支援します。

★不正防止機能

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足や知識不足から発生することが多いことから、地域連携ネットワークやチームでの支援体制整備により、親族後見人等が日常的に相談できる体制を整備し、不正の発生を未然に防ぎます。

②関係団体の役割

茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部・茨城県社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係者団体等は、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割が期待されます。

ア) 福祉関係者団体

○今後、成年後見制度において本人の意思決定支援・身上保護を重視した運用を進める上で、茨城県社会福祉士会など福祉関係団体は、以下のような役割が一層期待されます。

- ・ソーシャルワークの理念や技術などに基づく本人の意思決定の支援
- ・福祉に関する相談の一環として行われる成年後見制度の利用相談、制度や適切な関係機関の紹介
- ・日常的な見守りにおけるチームの支援や、後見の運用方針における専門的な助言等の活動

○社会福祉法人においては、地域における公益的な取組として、法人後見を実施するなど、成年後見制度の普及に向けた取組の実施が期待されます。

イ) 法律関係者団体

○今後も、複雑困難な後見等の事案や、財産管理が重視される事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等においては、法律関係団体の関与が必要不可欠であり、以下のような役割が期待されます。

- ・法的観点からの後見等ニーズの精査や成年後見制度の利用の必要性、類型該当性等を見極める場面での助言や指導、ケース会議等への参加
- ・多額の金銭等財産の授受や遺産分割協議等の高度な法的対応が必要となる案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
- ・親族後見人、市民後見人等の選任後において、知識不足や理解不足から生じる不正事案発生等を未然に防止するため、支援機能の一環として、後見人に対する指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与
- ・本人と後見人との利害が対立した場合の調整に加え、協議会等における専門的な指導、助言等の活動

(3) 成年後見制度利用促進基本計画の評価指標

本計画の進捗状況を把握し、必要に応じて、見直しや改善を行うため、以下の指標を設定します。

①利用者の把握と早期発見・早期支援の活動指標

区分		実績値	計画値		
年度		R 1 (2019)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
権利擁護相談延件数 (件)	全地域包括支援センター	503	550	580	600
	障害者地域支援室・ 障害者相談支援事業所	56	70	75	80
	つくば成年後見センター	206	250	270	290

②各種制度の利用促進に向けた活動指標

区分	実績値	計画値		
年度	R 1 (2019)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
日常生活自立支援事業延べ利用件数 (うち新規) (件)	27 (2)	40 (10)	50 (10)	60 (10)
成年後見制度利用者数(人)	171	190	200	210

※成年後見制度利用者数は、つくば市内で成年後見・保佐・補助・任意後見を利用している人数の合計である。

③講座や研修の活動指標 (集計は、参加者アンケートで実施)

区分	実績値	計画値		
年度	R 1 (2019)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
入門的内容の講座参加者が 制度利用に積極になった割合		50%以上	50%以上	50%以上
応用的内容の研修参加者が 他者に説明できる自信をつけた割合		50%以上	50%以上	50%以上

※入門的内容の講座とは、依頼による出前講座や成年後見センターが実施するテーマ別講座をいう。応用的内容の研修とは、市民向け・専門職向け研修会をいう。

④成年後見人等の業務支援の活動指標

区分	実績値	計画値		
年度	R 1 (2019)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
成年後見人等からの相談実人数(人)		5	7	10

⑤市民後見人(法人後見支援員)の活動状況の活動指標

区分	実績値	計画値		
年度	R 1 (2019)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
延べ活動回数(回)		30	40	50

⑥チーム会議への中核機関の参加の活動指標

区分	実績値	計画値		
年度	R 1 (2019)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
参加回数(回)		12	18	24

参考資料 つくば成年後見センターにおけるその他の事業

- 1 日常生活自立支援事業（茨城県社協事業、つくば市社協一部受託、第2種社会福祉事業）
認知症高齢者や知的障害・精神障害等で、判断能力が不十分な方を対象に、専門員や生活支援員により、利用者が自立した地域生活を送れるよう支援する。
 - (1) 実施業務
 - ア 福祉サービス利用援助（基本サービス）
 - イ 日常的金銭管理サービス（付随サービス）
 - ウ 書類等の預かりサービス（付随サービス、銀行貸金庫保管）
 - (2) 対象者
 - ア 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な者
 - イ 日常生活を営む上で必要となる事項につき、自己の判断で適切に行うことが困難であると認められる者
 - ウ 支援計画に定める援助にかかる契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者
 - (3) 契約者数（令和4年12月末現在）
30名（うち被保護者14名）
（内訳）認知症高齢者14名、知的障害者6名、精神障害者10名
 - (4) 利用料
 - ア 福祉サービス利用手続きの援助・金銭管理サービス
1時間1,100円（以降30分ごとに550円加算）
 - イ 通帳や証書などを預かる書類等預かりサービス
月額500円（貸金庫使用料含む）
 - (5) 実施体制（令和4年12月末現在）
 - a 専門員／6名（常勤兼務5名、非常勤専従1名）
 - b 支援員／18名（非常勤、月1回3時間程度の活動）※つくば市社会福祉協議会で雇用し、茨城県社会福祉協議会に登録する。
 - (6) その他
 - ア 設置委員会
契約締結審査会（茨城県社協）
※委員／法律専門家、医療専門家、福祉専門家、その他学識経験者

2 あんしん生活支援サービス事業（つくば市社協事業）

認知症等のため判断能力が低下して生活に支障が生じた場合に備え、定期訪問や個別サービスを行う「見守り契約、財産管理契約」、亡くなった後のご本人の希望を実現する「死後事務委任契約」について、判断能力が低下した時に支援する「任意後見契約」をパッケージで提供する。

(1) 実施サービス

任意後見制度へ円滑に移行するために、次の委任契約サービスを実施する。

ア 見守り契約（任意後見契約と併用）

イ 財産管理契約

ウ 死後事務委任契約

※公正証書遺言作成支援含む（遺言執行者就任あり）

(2) 対象者

つくば市民で判断能力のある、ひとり暮らしの高齢者もしくは高齢者夫婦世帯、または障害のある方で次に該当する方

ア 紛争性がないこと

イ 身上監護と日常的な金銭管理が中心であること

ウ 他に信頼できる支援者がいない方

(3) 契約者数（令和4年12月末現在）

2名

(4) 利用料

ア 契約手続き支援料

30,000円（初回のみ徴収、公正証書作成に至る訪問支援含む）

イ 基本料金（見守り活動、財産管理活動）

月額 3,000円（貸金庫使用料含む）

ウ 個別サービス利用料

1時間 1,500円（以降30分ごとに750円加算）

(5) 実施体制

専門員／3名（常勤兼務）

(6) その他

ア 個別サービスとは、財産管理契約に基づいた、金融機関等での預貯金の出し入れ等の直接支援をいう。

イ 任意後見公正証書作成料、公正証書遺言作成料に係る実費は自己負担

ウ 任意後見人及び任意後見監督人の月額報酬は自己負担

障害者プランアンケート速報値
(成年後見制度に関する質問項目について)

令和5年1月27日(金)

令和4年度第2回
つくば市成年後見制度推進事業運営委員会



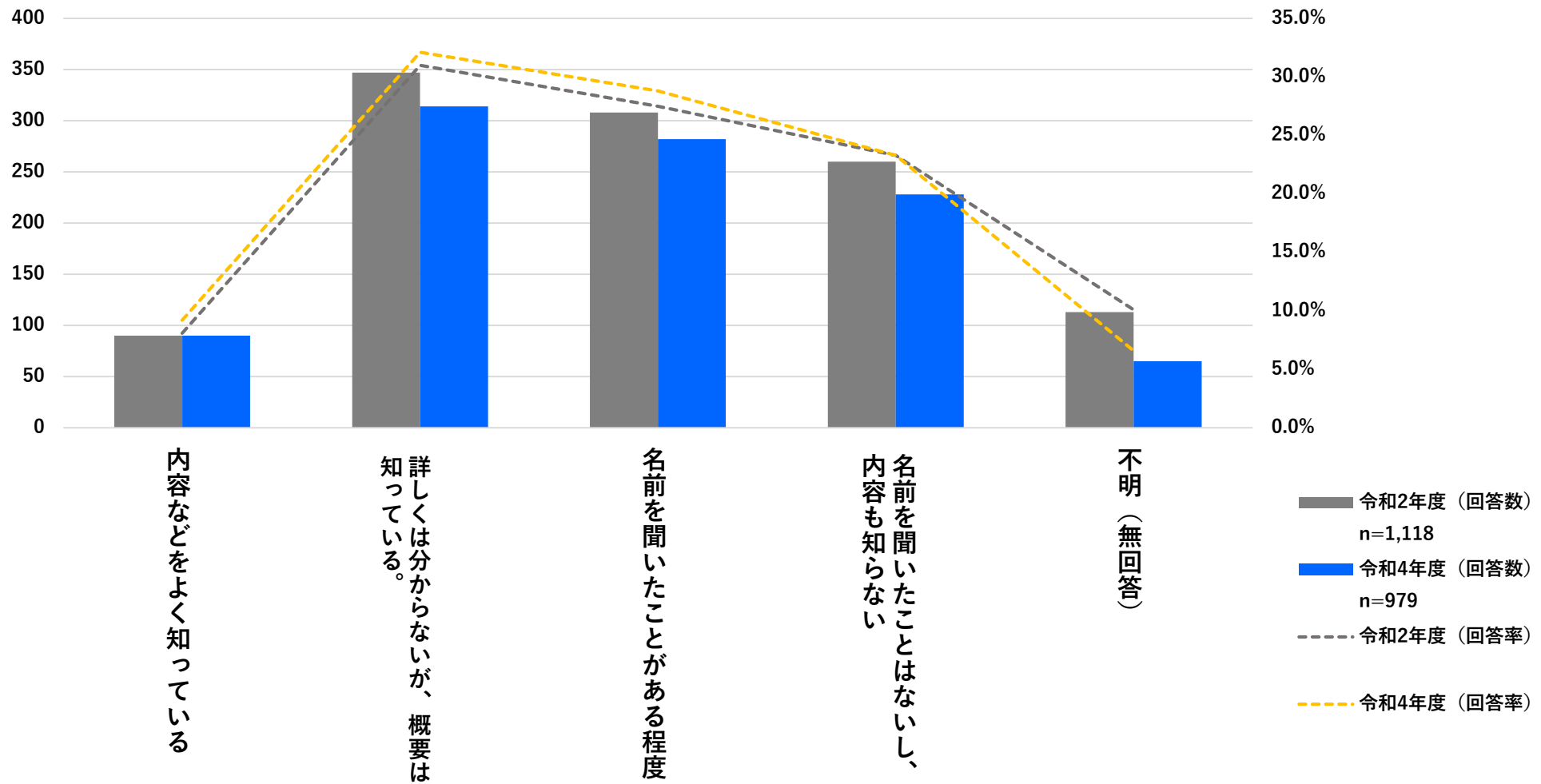
つくば市障害者プラン策定におけるアンケート結果速報値

設 問	回 答 項 目	回答結果（回答率）			
		R2年度(n=1,118)		R4年度 (n=979)	
<p>成年後見制度についてお聞きします。 この制度は、知的障害や精神障害などの理由により、判断能力が十分でない方の財産などの権利を守る制度です。</p> <p>あなたは、この制度を知っていましたか。（○は1つだけ）</p>	1. 内容などをよく知っている	90	8.1%	90	9.2%
	2. 詳しくは分からないが、概要は知っている	347	31.0%	314	32.1%
	3. 名前を聞いたことがある程度	308	27.5%	282	28.8%
	4. 名前を聞いたことはないし、内容も知らない	260	23.3%	228	23.3%
	無回答	113	10.1%	65	6.6%
<p>あなたは、成年後見制度についてどのように思われますか。（○は1つだけ）</p>	1. 既に利用している	8	0.7%	10	1.0%
	2. 今すぐ利用したい	10	0.9%	5	0.5%
	3. 必要になれば利用したい	274	24.5%	240	24.5%
	4. 将来的には利用することも考えられる	262	23.4%	235	24.0%
	5. 利用は考えていない	417	37.3%	399	40.8%
	無回答	147	13.1%	90	9.2%



つくば市障害者プラン策定におけるアンケート結果速報値（グラフ①）

あなたは、成年後見制度を知っていましたか。



つくば市障害者プラン策定におけるアンケート結果速報値（グラフ②）

あなたは、成年後見制度についてどのように思われますか。

